

別添
開示する行政文書の名称等

文書番号	対象文書	枚数
1	H25.4.17付け起案・決裁文書「非違行為をした職員に対する懲戒処分等について」	6
2	H25.4.22付け起案・決裁文書「さいたま公安調査事務所における調査活動費の不正支出関係者に対する懲戒処分の伝達について」	2
	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」	1
	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」	1
	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」	1
	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」	1
	H25.4.26付け「懲戒処分書」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」	1
3	H25.4.30付け起案・決裁文書「人事院への処分説明書(写)の提出について」	2
	H25.5.1付け「処分説明書の写の提出について」	1
	H25.4.26付け「処分説明書」(写)	1
4	てん末書(26件)	65
	総枚数	91

機密性2情報

起案	25年 4月 17日	秘密区分	
決裁	25年 4月 17日	取扱区分	L2
件名 非違行為をした職員に対する懲戒処分等について			
決 裁 檻			
決 裁	合 議		
長官			
次長			
総務部長			
総務課長		人事課長	
監査室長		審理室長	
総括補佐		総括補佐	
文書番号	公調總発第 号	起案部局課	会計監査室
文書月日	年 月 日	主筆事務官	
公 安 調 査 庁			

(伺い)

非違行為をした職員及びその監督者に対し、下記のとおり、懲戒処分又は監督上の措置を講じるのを相当と思料します。

記

第1 関係職員（肩書は当時）

さいたま公安調査事務所長

さいたま公安調査事務所首席調査官

さいたま公安調査事務所調査指導専門官

さいたま公安調査事務所首席調査官

さいたま公安調査事務所調査指導専門官

関東公安調査局長

第2、処分案

所長 停職6か月

首席 減給100分の10 3か月

専門官 減給100分の10 3か月

首席 減給100分の5 3か月

専門官 戒告

局長 (監督責任) 厳重注意 ([] に処分依頼)

第3 調査経過

平成24年2月28日、会計監査室長が [] の事情聴取を行った際、

[] から [] による調査活動費簿外化の事実の申告があったため、その後、関係者から事情聴取するなどした結果、本件が明らかとなった。

なお、さいたま事務所における他の不正事案の有無につき、全調査官に面談調査を実施し、本件以外の不正事案はないことを確認し、他方、 [] が、さいたま公安調査事務所の前に勤務していた [] における不正事案の有無についても、当時の幹部に面談調査を実施するとともに、当時、 [] が自ら調査実費を使用する立場ではなかったことが明らかとなり、他に不正事案がないことを確認済み。

第4 処分事実

1 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]につき, [REDACTED]の手交等を装った調査活動費の不正支出

[REDACTED]は, [REDACTED]の手交等を装って調査活動費を不正に支出し, 目的外に使用しようと企て, 平成24年5月中旬ころ, さいたま公安調査事務所において, 順次, [REDACTED], [REDACTED]及び[REDACTED]に対し, これを指示し

(1) [REDACTED]は, 同指示に従い

ア 平成24年6月[REDACTED]日, 同事務所において, [REDACTED]2万円の支出を装った「支払伺い」を作成し, [REDACTED]及び[REDACTED]の決裁を経て, [REDACTED]から[REDACTED]仮払いを受け, 同日ころ, [REDACTED]金額2万円の[REDACTED]領収証を作成し, 同月[REDACTED]日, 同事務所において, 同領収証を添付した支払証明書を提出し, [REDACTED]の決裁を受けて精算手続を完了し, 上記2万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

イ 同年7月[REDACTED]日, 同事務所において, 前同様の方法により, [REDACTED]3万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

ウ 同年8月[REDACTED]日, 同事務所において, 前同様の方法により, [REDACTED]3万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

(2) [REDACTED]は, 同指示に従い

ア 平成24年6月[REDACTED]日, さいたま公安調査事務所において, [REDACTED]の支出を装った「支払伺い」を作成し, [REDACTED], [REDACTED]及び[REDACTED]の各決裁を経て, [REDACTED]から現金2万5,000円の仮払いを受けた上, 同日, [REDACTED]の飲食店で, [REDACTED]情を知らない者と飲食しながら, 上記仮払金の中からその飲食代金2,780円を支払って不正に支出し, さらに,

[REDACTED]領収証を作成し, 同月[REDACTED]日, 同事務所において, 上記飲食代金のレシート及び領収証を添付した支払証明書を提出し, [REDACTED]及び[REDACTED]の決裁を経て, 2,220円を返納して精算手続を完了し, 差額の2万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

イ 同月[REDACTED]日, 前同様の方法により, 飲食代金6,000円を不正に支出し, さらに, 同

月■日、同事務所において、前同様の方法により、3万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

ウ 同年7月■日、前同様の方法により、飲食代金6,938円を不正に支出し、さらに、同月■日、同事務所において、前同様の方法により、2万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

エ 同月■日、前同様の方法により、飲食代金7,120円を不正に支出し、さらに、同月■日、同事務所において、前同様の方法により、3万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

オ 同年8月■日、前同様の方法により、飲食代金6,539円を不正に支出し、さらに、同月■日、同事務所において、前同様の方法により、3万円を目的外に使用するため同事務所内に保管して不正に支出し

(3) ■は、■であったものであるが、上記(1)及び(2)の情を知りながらそれらの仮払い及び上記(1)ア以外の精算手続を行つた

(4) ■は、■であったものであるが、上記(1)アの際、その情を知りながら■に代わり精算手続を行つた。

2 ■、■につき、調査活動費の不正支出の不報告

■及び■は、■から上記不正支出の指示を受けた上、■及び■がこれに従い上記不正支出を実行したことを知りながら、いずれも関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁にその旨報告しなかつた

3 ■局長は、■関東公安調査局長としてさいたま事務所に対する監督責任を負っていたものであるが、その責任を十分に果たせなかつた。

第5 不正支出金の使途

総額23万9,377円につき各人の使途内訳は次のとおり。

(1) ■使用分 (18万3,680円)

ア 長期休職者の職場復帰支援関係 6万5,600円

イ 管外からの応援者の慰労 1,680円

ウ 各種会議の懇親会費関係 4万4,800円

エ その他 7万1,600円

(2) [] 使用分（2万6,000円）

さいたま事務所国内部門の打上の際の飲食代等職員慰労関係に全額使用

(3) [] 使用分（2万9,377円）

簿外化工作のための飲食代

第6 処分の理由

(1) []

[] は、さいたま事務所を統括する事務所長として、同事務所で取り扱う調査活動費の適正な執行に責任を負っているにもかかわらず、調査活動費の不正支出を発案し、職員らにその実行を指示したものであって、使用した金額も約18万円と少なくないことから、公金の不正支出事案である以上、本来なら懲戒免職とすべきであるが、自ら使用した分の使途は、長期休職者の職場復帰を支援するためや各種会議に付随する懇親会費であること、全額弁償予定であること、既に退職することを決意しており、懲戒処分を受けるのと同時に退職する予定であること等の諸情状に鑑み、停職6か月とするのが相当と思料する。

(2) [] 及び []

[] は [] 首席調査官であり、[] は [] 調査指導専門官である上、[] 調査活動費の簿外化につき重要部分を担当するなどし、責任は重いが、いずれもその使用した金額は多いとまではいえないこと、いずれも上司である [] からの強い指示に基づいて関与したものであること等を考慮すると、いずれも3か月の減給10%とするのが相当と思料する。

(3) []

[] は、[] でありながら、調査活動費の不正支出となることを認識しつつ仮払い及び精算を行うなどした上、その旨関東局あるいは本庁に報告しなかった点でその責任は重いが、自らは全く使用していない上、上司である [] の指示に基づくものであること等を考慮すると、3か月の減給5%とするのが相当と思料する。

(4) []

[] は、[] にありながら、調査活動費の不正支出となることを認識しつつ、一度は [] に代わって精算を担当した上、その旨関東局あるいは本庁に報告しなかった点でその責任は軽くはないが、[] にお

いても自らは全く使用していない上、上司である [] の指示に基づくものであること
を考慮すると、戒告の懲戒処分にするのが相当と思料する。

(5) [] 局長

[] は、関東公安局長として、さいたま事務所に対する監督責任を負っていたもの
であるところ、その監督責任を問い合わせ、厳重注意とすることが相当と思料する。

なお、[] は、[] 異動しているため、同人
に対する処分は、[] に依頼するものとする。

第7 []

[] については、事務所長として法令遵守を初めとする綱紀の維持に責任を有し、
それに向けて部下を指導すべき立場にありながら、本件のような違法行為を自ら企て、
部下に指示してこれを実行させた責任は重く、[]

[] 及び [] については、不正支出の実行行為を担当したものであるが、進んでこ
れを行ったものではなく、上司である [] の再三の強い指示に逆らえず従つた面が
強い上、不正支出金は主に [] が随意に費消したことが認められる。また、[] 及び
[] については、不正支出の実行行為自体は行っていない。[]

第8 再発防止策

(1) 本件事案の特徴をふまえた常時監査の工夫

[]

(2) 予算執行に対する職員の意識改革

次長名による指示文書を発出するほか、長官及び次長、総務部長において各局に出
張し、局幹部を直接指導するものとする。

起案	平成25年4月22日	秘密区分	
決裁	平成25年4月23日	取扱区分	
件名 さいたま公安調査事務所における調査活動費の不正支出関係者に対する懲戒処分の伝達について			
決 裁 欄			
決 裁			
総務部長			
人事課長	総務課長	審理室長	会計監査室長
総括補佐			
文書番号	公調人発第号	起案部課	総務部人事課
文書月日	平成25年4月23日	主筆事務官	TEL

公安調査庁

(伺)

さいたま公安調査事務所における調査活動費の不正支出関係者に対する懲戒

処分については、以下のとおりの処分、

○ [REDACTED] → 停職 6月

○ [REDACTED] → 減給 3月 10／100

○ [REDACTED] → 減給 3月 10／100

○ [REDACTED] → 減給 3月 5／100

○ [REDACTED] さいたま公安調査事務所調査指導専門官
→ 戒告

とすることで決裁いただいたところ、処分の伝達については、総務部長から、

別添の「懲戒処分書」及び「処分説明書」を交付いただくこととしてよろしい
か、お伺いします。

懲 戒 処 分 書

(氏名)	(現官職) 法務事務官 [REDACTED]
(処分内容)	
<p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、6月間停職する</p>	
平成25年4月26日	
任命権者	
公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職	公安調査庁長官
氏 名 尾 崎 道 明	

2 被 処 分 者

所属部課	氏名(ふりがな)
官 職 法務事務官	級及び号俸

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日 平成25年 4月26日	処 分 効 力 発 生 日 平成25年 4月26日	処 分 説 明 書 交 付 日 平成25年 4月26日
根拠 法 令 国家公務員法第82条第1項第1号, 第2号及び第3号	処 分 の 種 類 及 び 程 度 停職 6月	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑 事 裁 判 と の 関 係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日

処 分 の 理 由

被処分者は、調査活動費を不正に支出し、目的外に使用しようと企て、平成24年5月中旬頃、部下職員4人に指示して、情報提供者に対し報酬を支払ったかのように装った書類を作成させ、平成24年6月から8月までの間に8回にわたり、調査活動費の支出手続をして、合計23万9,377円を不正に支出させて、その後目的外に使用した。

被処分者は、さいたま公安調査事務所を統括する者として、同事務所で取り扱う調査活動費の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

懲 戒 处 分 書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 法務事務官 [REDACTED]
(処分内容) <p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の月額の100分の10を減給する</p>	
平成25年4月26日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することできません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課

氏名(ふりがな)

官 職

級及び号俸

法務事務官

3 処分の内容

処分発令日

平成25年 4月26日

処分効力発生日

平成25年 4月26日

処分説明書交付日

平成25年 4月26日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度

減給3月間 債給の月額の100分の10

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑事裁判との関係

国家公務員法第85条による承認の日

起訴日 年 月 日

年 月 日

処分の理由

被処分者は、上司のさいたま公安調査事務所長からの指示に基づき、平成24年6月から8月までの間3回にわたり、情報提供者と面談し、情報を得て報酬を支払うように装って書類を作成し、調査活動費合計8万円を不正に支出して同事務所に保管した。

被処分者は、公安調査官として調査活動費を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費の不正支出に関与しており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

懲 戒 处 分 書

(氏名)	(現官職) 法務事務官
(処分内容)	
<p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の月額の100分の10を減給する</p>	
平成25年4月26日	
任命権者	
公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職	公 安 調 査 庁 長 官	氏 名	尾 崎 道 明
-----	---------------	-----	---------

2 被 処 分 者

所 属 部 課	氏 名(ふりがな)
---------	-----------

官 職	級 及 び 号 備
-----	-----------

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日 平成25年 4月26日	処 分 効 力 発 生 日 平成25年 4月26日	処 分 説 明 書 交 付 日 平成25年 4月26日
--------------------------	------------------------------	--------------------------------

根 拠 法 令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号	処 分 の 種 類 及 び 程 度 減給3月間 債給の月額の100分の10
--------------------------------------	--

國 家 公 務 員 倫 理 法 第 26 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日	刑 事 裁 判 と の 関 係 起 訴 日 年 月 日	國 家 公 務 員 法 第 85 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日
---	--------------------------------	---

処 分 の 理 由

被処分者は、上司のさいたま公安調査事務所長からの指示に基づき、平成24年6月から8月までの間5回にわたり、情報提供者と面談し、情報を得て報酬を支払うように装って書類を作成し、調査活動費2万9,377円を同提供者とは別人との飲食代に費消するとともに、調査活動費13万円を不正に支出して同事務所に保管した。

被処分者は、公安調査官として調査活動費を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費の不正支出に関与しており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

懲 戒 処 分 書

(氏名)	(現官職) 法務事務官
(処分内容)	
国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の100分の5を減給する	
平成25年4月26日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、できません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課

氏名(ふりがな)

官 職

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令日

平成25年 4月26日

処分効力発生日

平成25年 4月26日

処分説明書交付日

平成25年 4月26日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度

減給3月間 債給の月額の100分の5

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑事裁判との関係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処分の理由

被処分者は、さいたま公安調査事務所の

同事務所で行われていた調査活動費の不正支出において、その情を知りながらそれらの支払手続きを行つたほか、この事実を知りながら、関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁にその旨報告しなかつた。

被処分者は、調査活動費の適正な執行を確保する責務を負つていたにもかかわらず、不正支出に関与した上、報告義務を怠つており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

懲 戒 処 分 書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 法務事務官 さいたま公安調査事務所 調査指導専門官
(処分内容)	
国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、戒告する。	
平成25年4月26日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに對する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にはあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公 安 調 査 庁 長 官

氏 名 尾 崎 道 明

2 被 処 分 者

所 属 部 課

さいたま公安調査事務所

氏 名(ふりがな)

官 職

法務事務官 調査指導専門官

級及び号俸

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日
平成25年 4月26日

処 分 効 力 発 生 日
平成25年 4月26日

処 分 説 明 書 付 交 日
平成25年 4月26日

根 抱 法 令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処 分 の 種 類 及 び 程 度

戒告

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑 事 裁 判 と の 関 係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処 分 の 理 由

被処分者は、さいたま公安調査事務所首席調査官の部下として、

調査活動費の不正支出において

首席調査官が不在であった1度につき、その情を知りながらその精算手続を行つたほか、同事務所における不正支出の事実を知りながら、関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁にその旨報告しなかつた。

被処分者は、調査活動費の適正な執行を確保する責務を負つていたにもかかわらず、不正支出に関与した上、報告義務を怠つており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

起案	平成25年4月30日	秘密区分	
決裁	平成25年[月/]日	取扱区分	
件名 人事院への処分説明書(写)の提出について			
決裁		欄	
決裁		合議	
総務部長			
人事課長			
総括補佐			
文書番号	公調人発第[]号	起案部局課	総務部人事課
文書月日	平成25年5月/日	主筆事務官	[]内線[]
公 安 調 査 庁			

(伺)

平成25年4月26日付けをもって発令した

公安調査事務所調査指導専門官 [REDACTED] に対する懲戒処分について、人事院規則12-0（職員の懲戒）第7条に基づき、別紙（案）に基づき、「処分説明書」（写）を人事院に提出してよろしいか、お伺いします。

機密性2情報
公調人発第233号
平成25年5月1日

人 事 院 事 務 総 長 殿

公安調査庁長官 尾崎道明

処分説明書の写の提出について

下記の職員に対して懲戒処分を行ったので、人事院規則12-0第7条の規定に基づき、処分説明書の写各1通を提出します。

記

法務事務官 [REDACTED]

法務事務官 [REDACTED]

法務事務官 [REDACTED]

法務事務官 [REDACTED]

法務事務官 [REDACTED]

さいたま公安調査事務所

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することできません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職	公安調査庁長官	氏 名	尾崎道明
-----	---------	-----	------

2 被処分者

所属部課	氏名(ふりがな)
------	----------

官 職	級及び号俸
-----	-------

3 処分の内容

処分発令日 平成25年 4月26日	処分効力発生日 平成25年 4月26日	処分説明書交付日 平成25年 4月26日
----------------------	------------------------	-------------------------

根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号	処分の種類及び程度 停職 6月
-----------------------------------	--------------------

国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
------------------------------	-----------------------	----------------------------

処分の理由

被処分者は、調査活動費を不正に支出し、目的外に使用しようと企て、平成24年5月中旬頃、部下職員4人に指示して、情報提供者に対し報酬を支払ったかのように装った書類を作成させ、平成24年6月から8月までの間に8回にわたり、調査活動費の支出手続をして、合計23万9,377円を不正に支出させて、その後目的外に使用した。

被処分者は、さいたま公安調査事務所を統括する者として、同事務所で取り扱う調査活動費の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

処 分 説 明 書

(印)

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令日

平成25年 4月26日

処分効力発生日

平成25年 4月26日

処分説明書交付日

平成25年 4月26日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度

減給3月間 債給の月額の100分の10

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑事裁判との関係

国家公務員法第85条による承認の日

起訴日 年 月 日

処分の理由

被処分者は、上司のさいたま公安調査事務所長からの指示に基づき、平成24年6月から8月末までの間3回にわたり、情報提供者と面談し、情報を得て報酬を支払うように装って書類を作成し、調査活動費合計8万円を不正に支出して同事務所に保管した。

被処分者は、公安調査官として調査活動費を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費の不正支出に関与しており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

処 分 説 明 書

(教示)

1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対し、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を代表する者は法務大臣（訴訟において國を代表する者）に提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
(注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被 処 分 者

所属部課

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官

級及び号俸

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日

平成25年 4月26日

処 分 効 力 発 生 日

平成25年 4月26日

処 分 説 明 書 付 付 日

平成25年 4月26日

根 拠 法 令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処 分 の 種 類 及 び 程 度

減給3月間 債給の月額の100分の10

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑 事 裁 判 と の 関 係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処 分 の 理 由

被処分者は、上司のさいた主公安調査事務所長からの指示に基づき、平成24年6月から8月までの間5回にわたり、情報提供者と面談し、情報を得て報酬を支払うように装って書類を作成し、調査活動費2万9,377円を同提供者とは別人との飲食代に費消するとともに、調査活動費13万円を不正に支出して同事務所に保管した。

被処分者は、公安調査官として調査活動費を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費の不正支出に関与しており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を代表する者は法務大臣とされ、(訴訟において國を被告として)この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被 処 分 者

所 属 部 課

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官

級及び号俸

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日
平成25年 4月26日処 分 効 力 発 生 日
平成25年 4月26日処 分 説 明 書 付 交 日
平成25年 4月26日

根 拠 法 令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処 分 の 種 類 及 び 程 度

減給3ヶ月間 債給の月額の100分の5

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑 事 裁 判 と の 関 係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処 分 の 理 由

被処分者は、さいたま公安調査事務所の

同事務所で行われていた調査活動費の不正支出において、その情を知りながらそれらの支払手続きを行つたほか、この事実を知りながら、関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁にその旨報告しなかつた。

被処分者は、調査活動費の適正な執行を確保する責務を負つていたにもかかわらず、不正支出に関与した上、報告義務を怠つておらず、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

処 分 説 明 書

(教示)

1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13~1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することできません。

2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合には、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課

さいたま公安調査事務所

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官 調査指導専門官

級及び号俸

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日

平成25年 4月26日

処 分 効 力 発 生 日

平成25年 4月26日

処 分 説 明 書 交 付 日

平成25年 4月26日

根 拠 法 令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処 分 の 種 類 及 び 程 度

戒告

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑 事 裁 判 と の 関 係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処 分 の 理 由

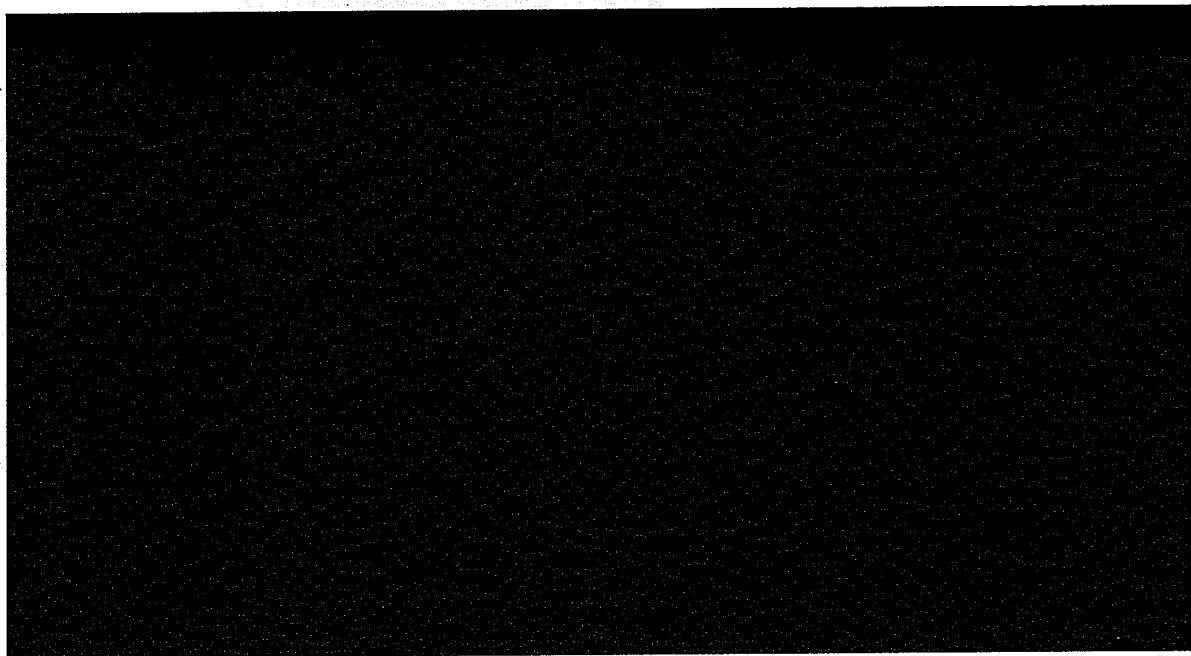
被処分者は、さいたま公安調査事務所首席調査官の部下として、

調査活動費の不正支出において首席調査官が不在であった1度につき、その情を知りながらその精算手続を行つたほか、同事務所における不正支出の事実を知りながら、関東公安調査局あるいは公安調査庁本庁にその旨報告しなかつた。

被処分者は、調査活動費の適正な執行を確保する責務を負つていたにもかかわらず、不正支出に関与した上、報告義務を怠つており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信頼を著しく傷つけるものであることは明らかである。

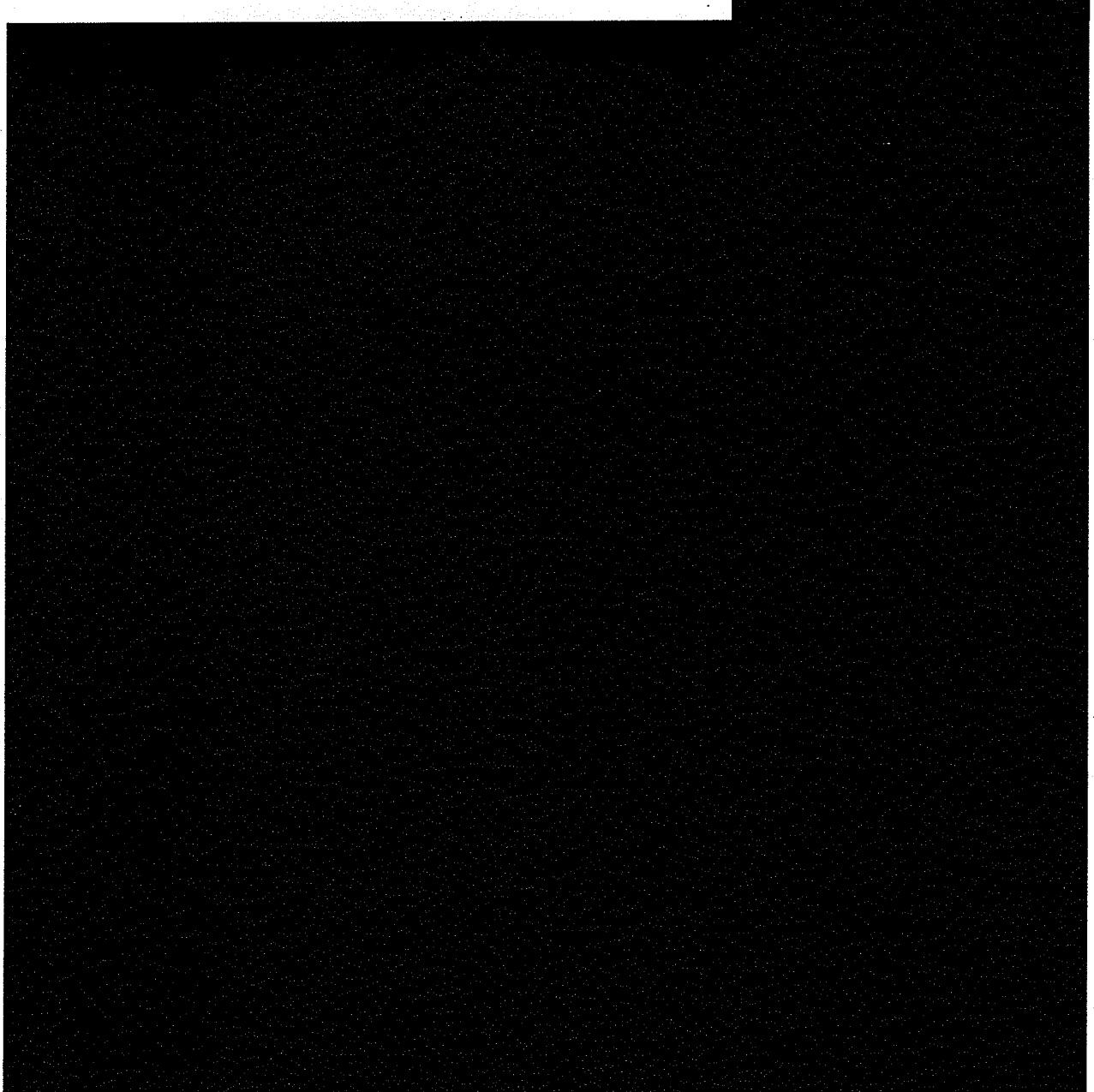
これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

てん末書



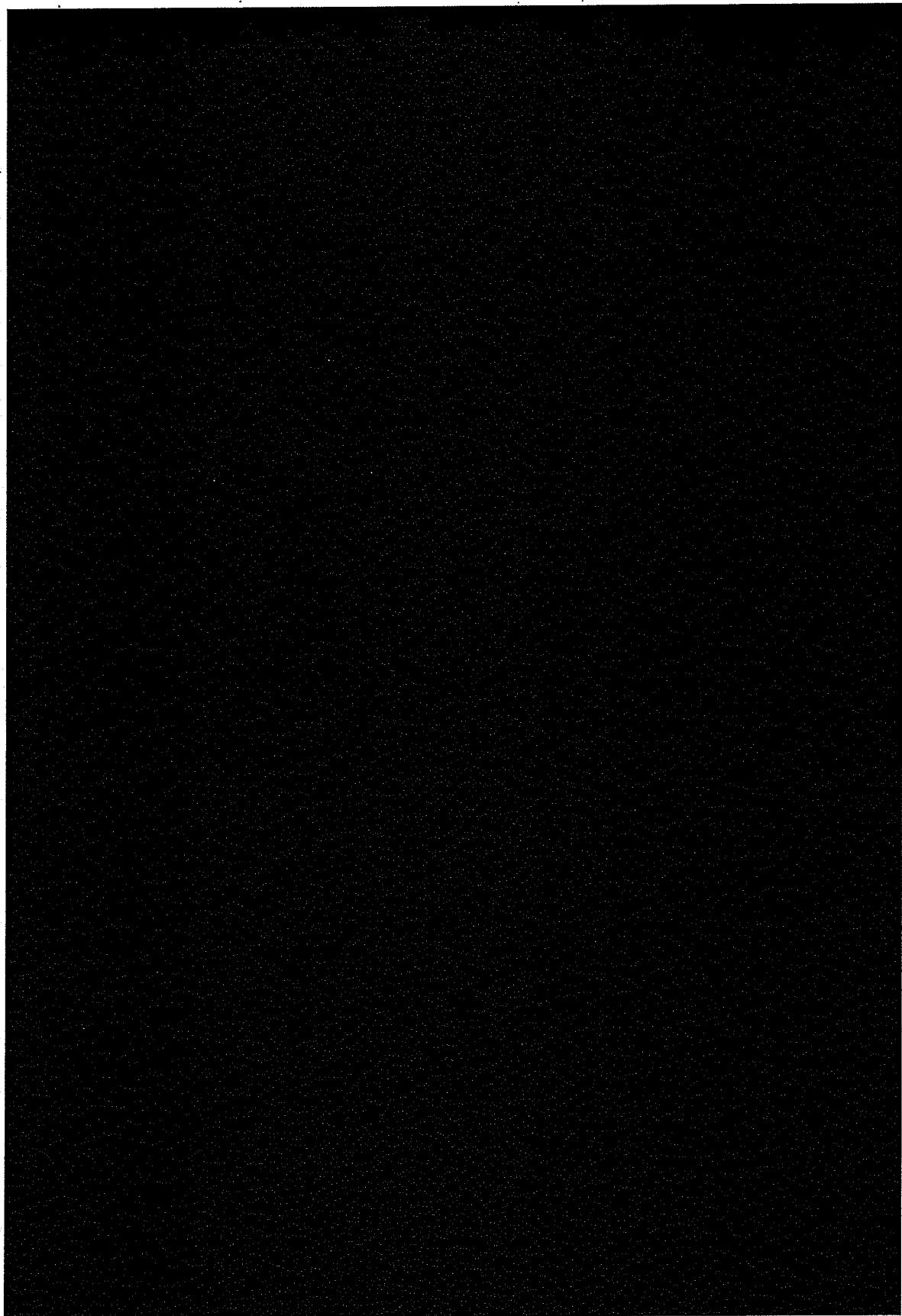
以 上

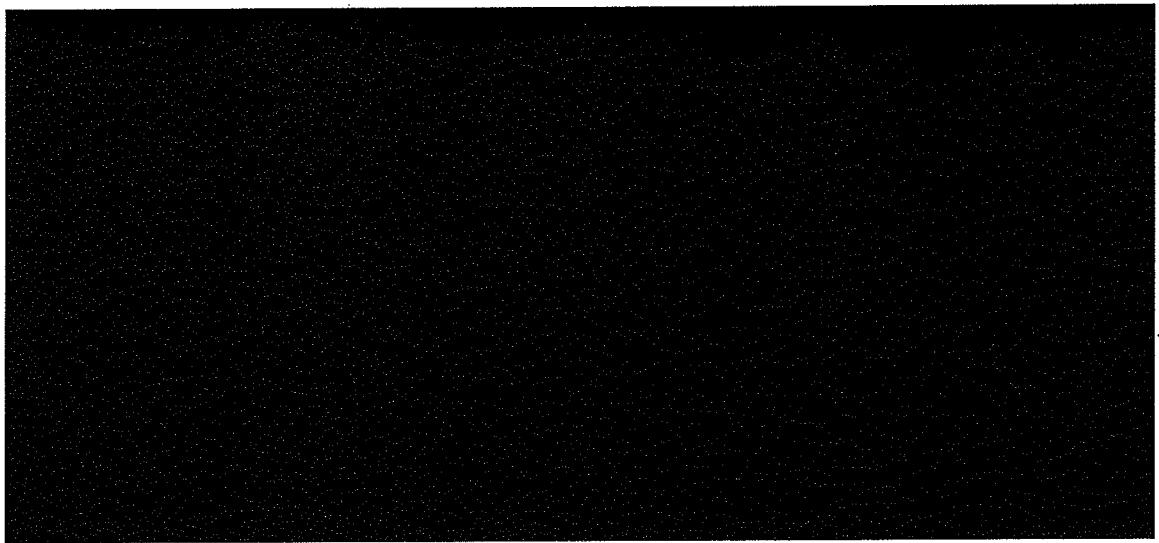
てん末書



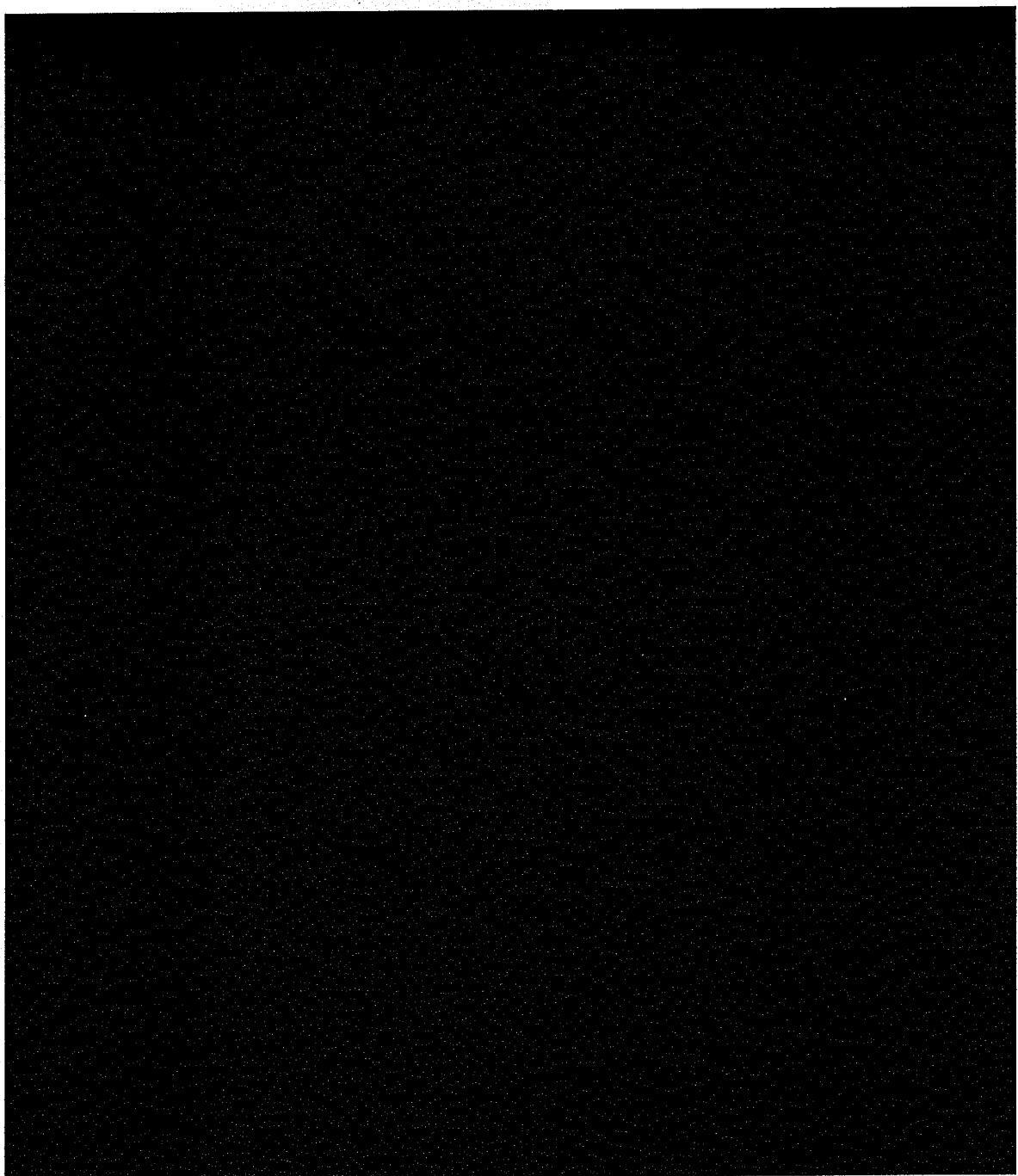
以 上

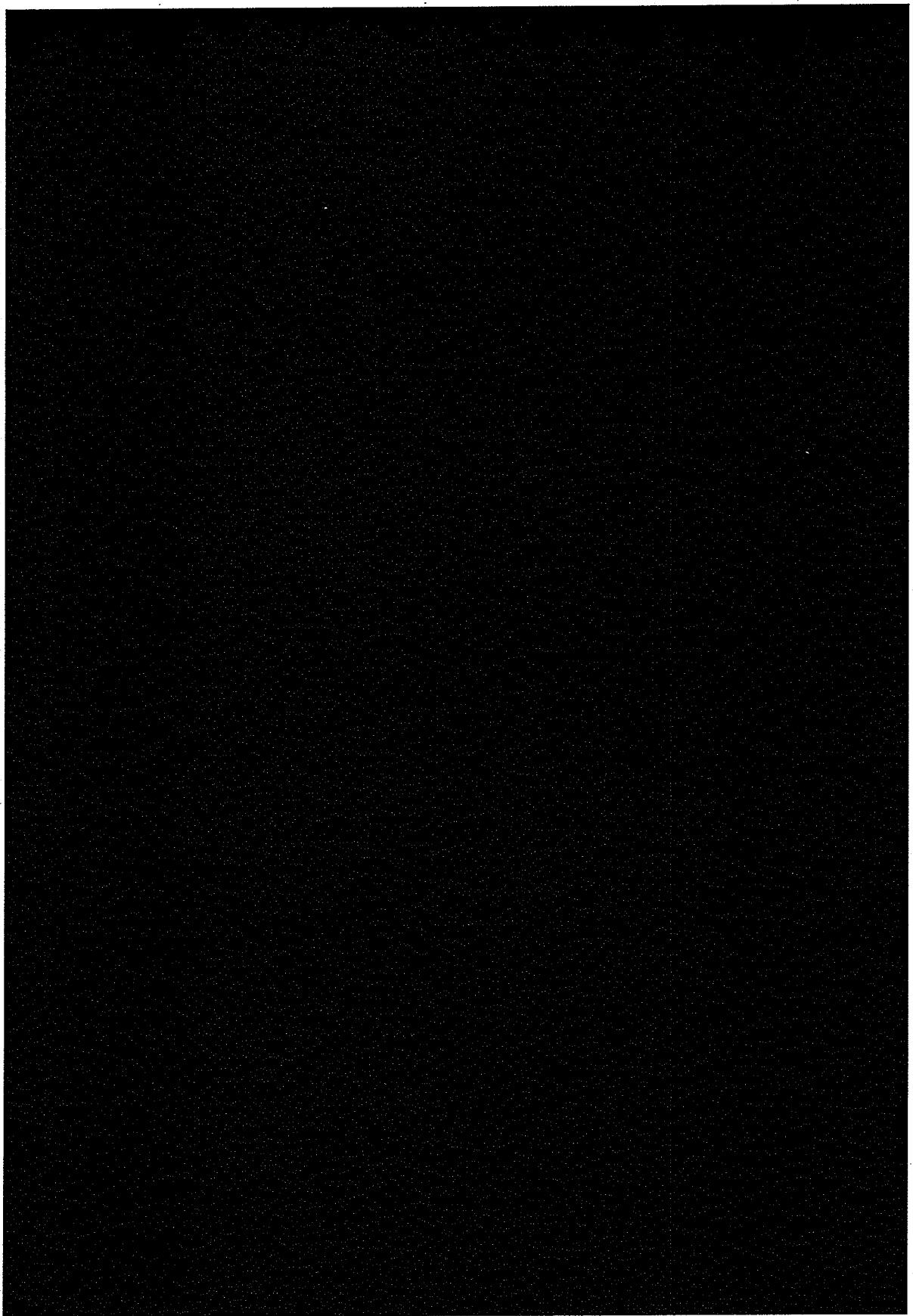
てん末書

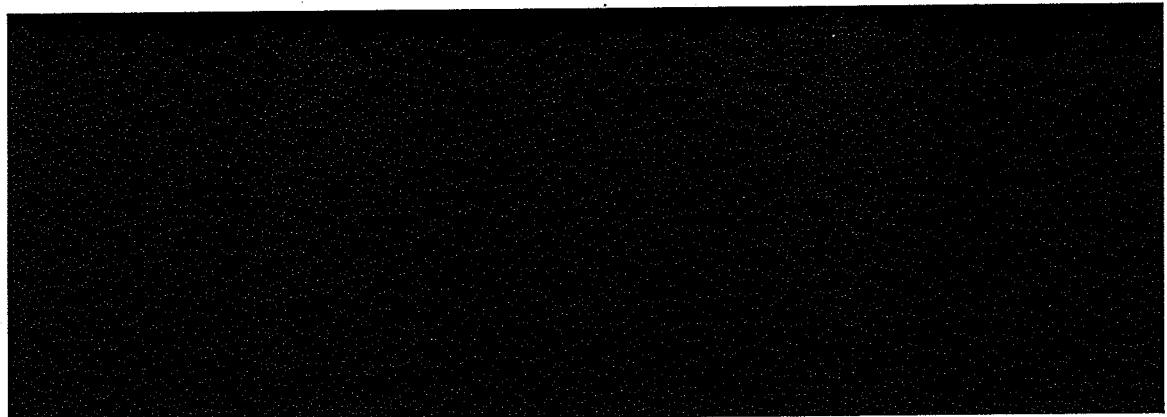




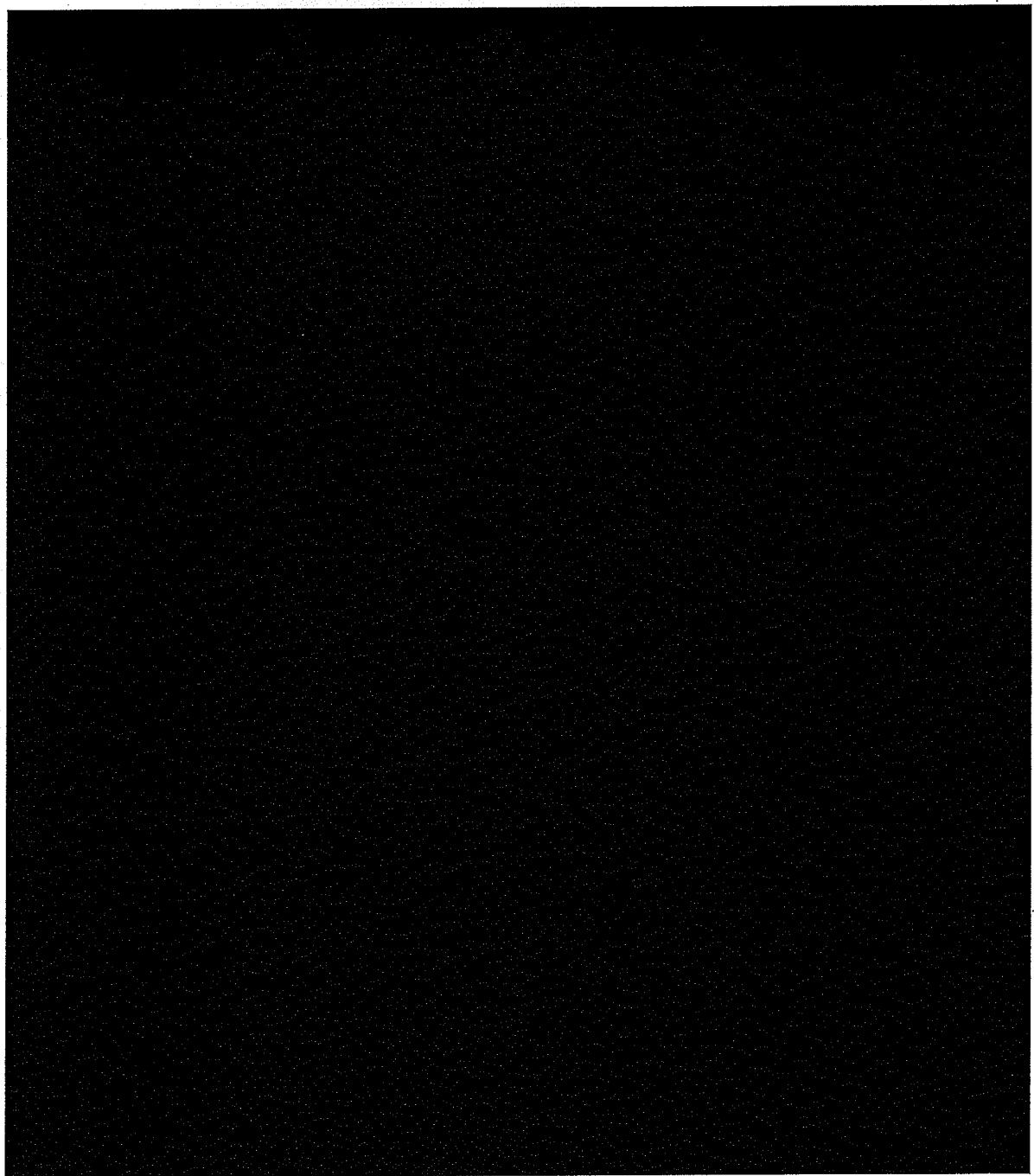
てん末書

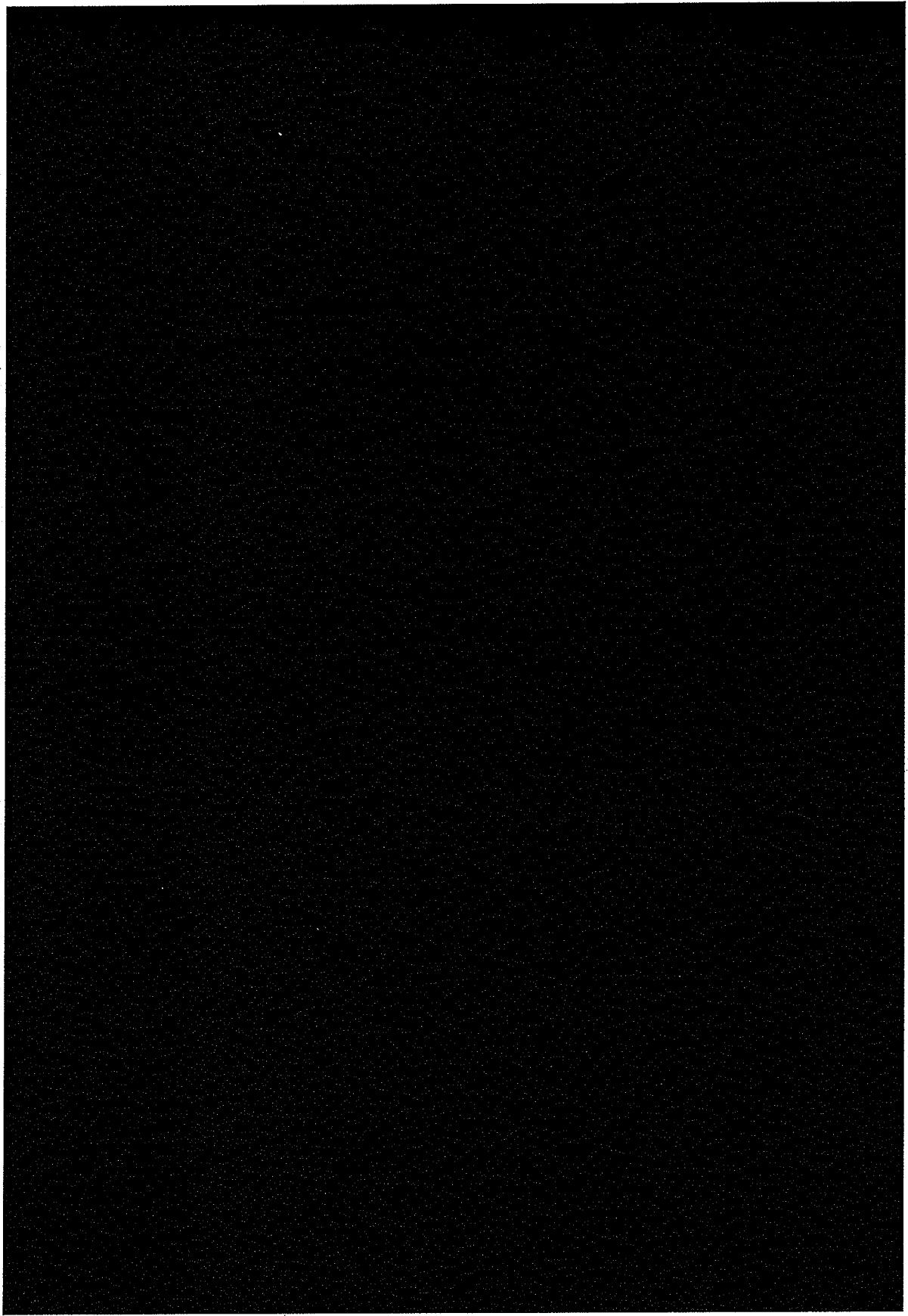


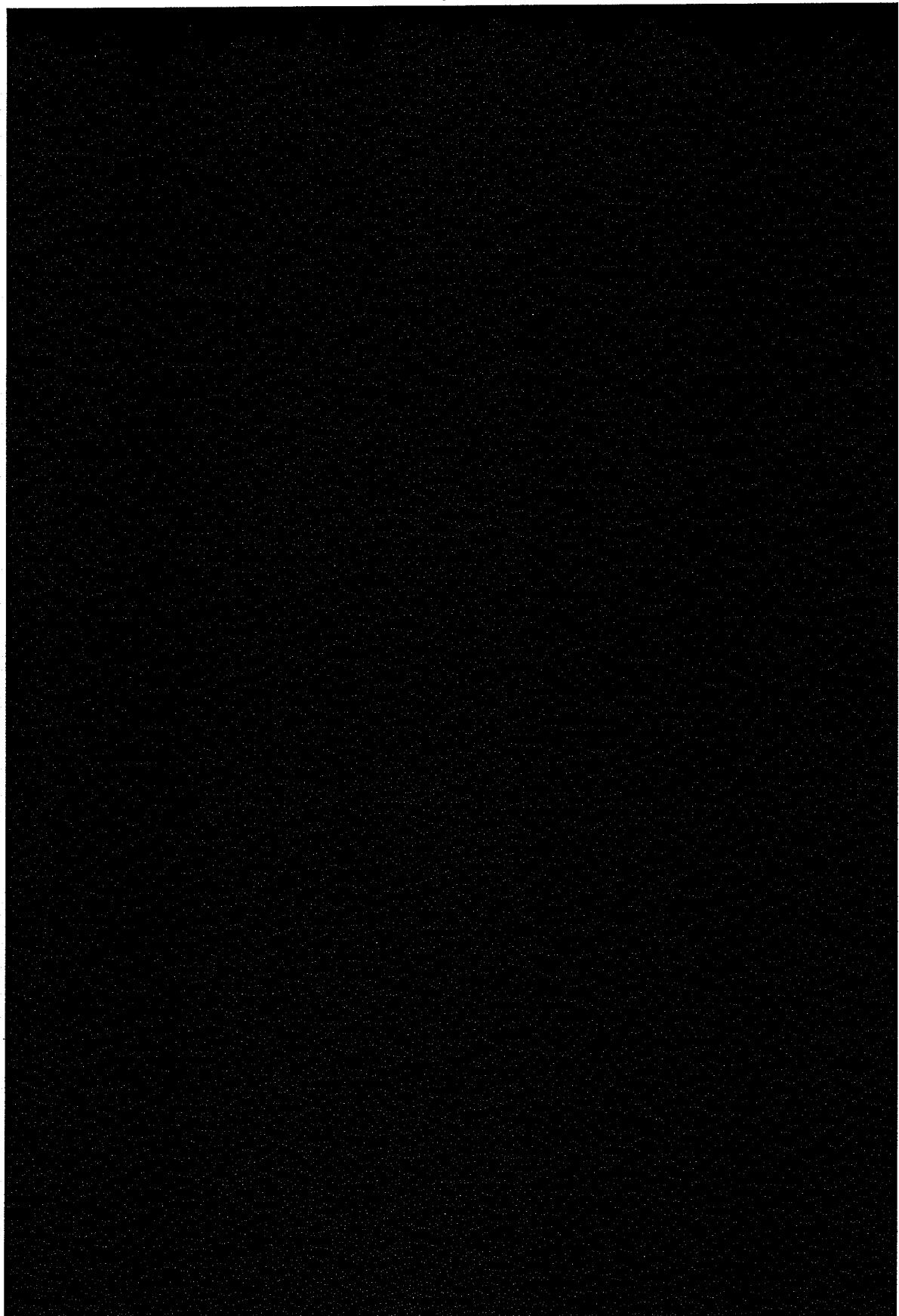


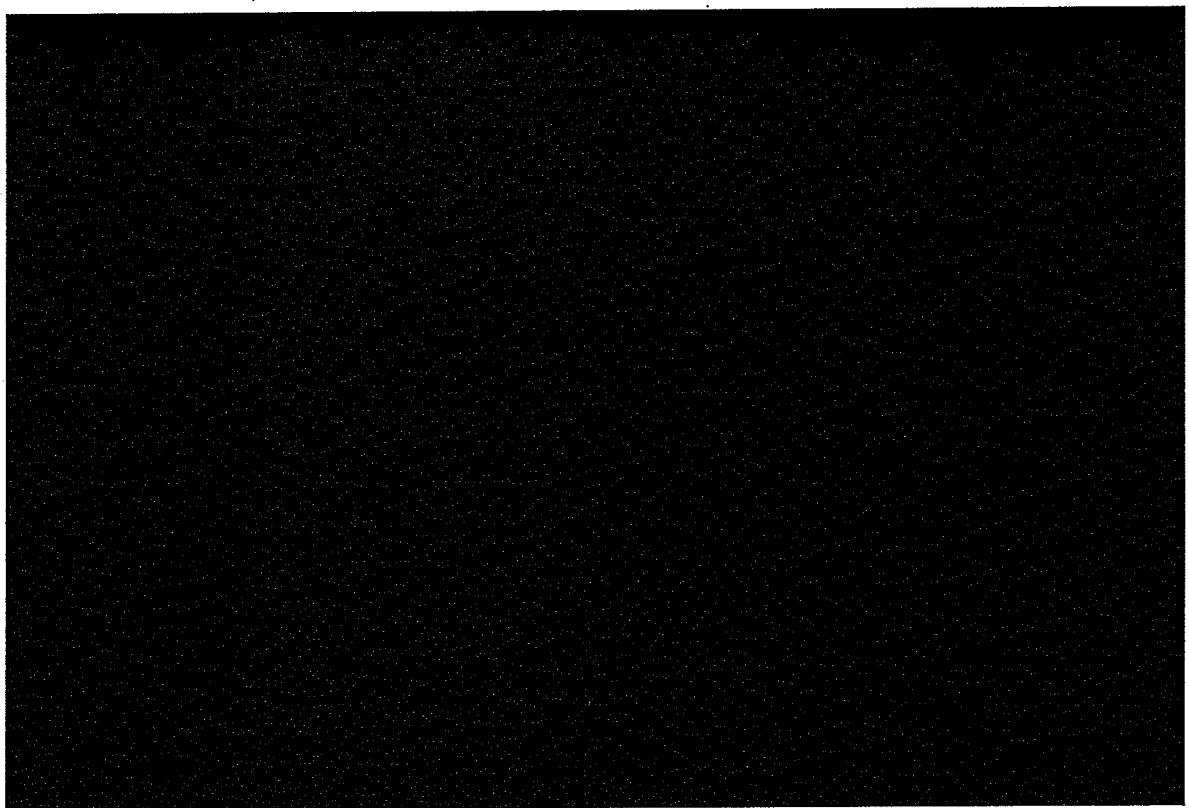


てん末書

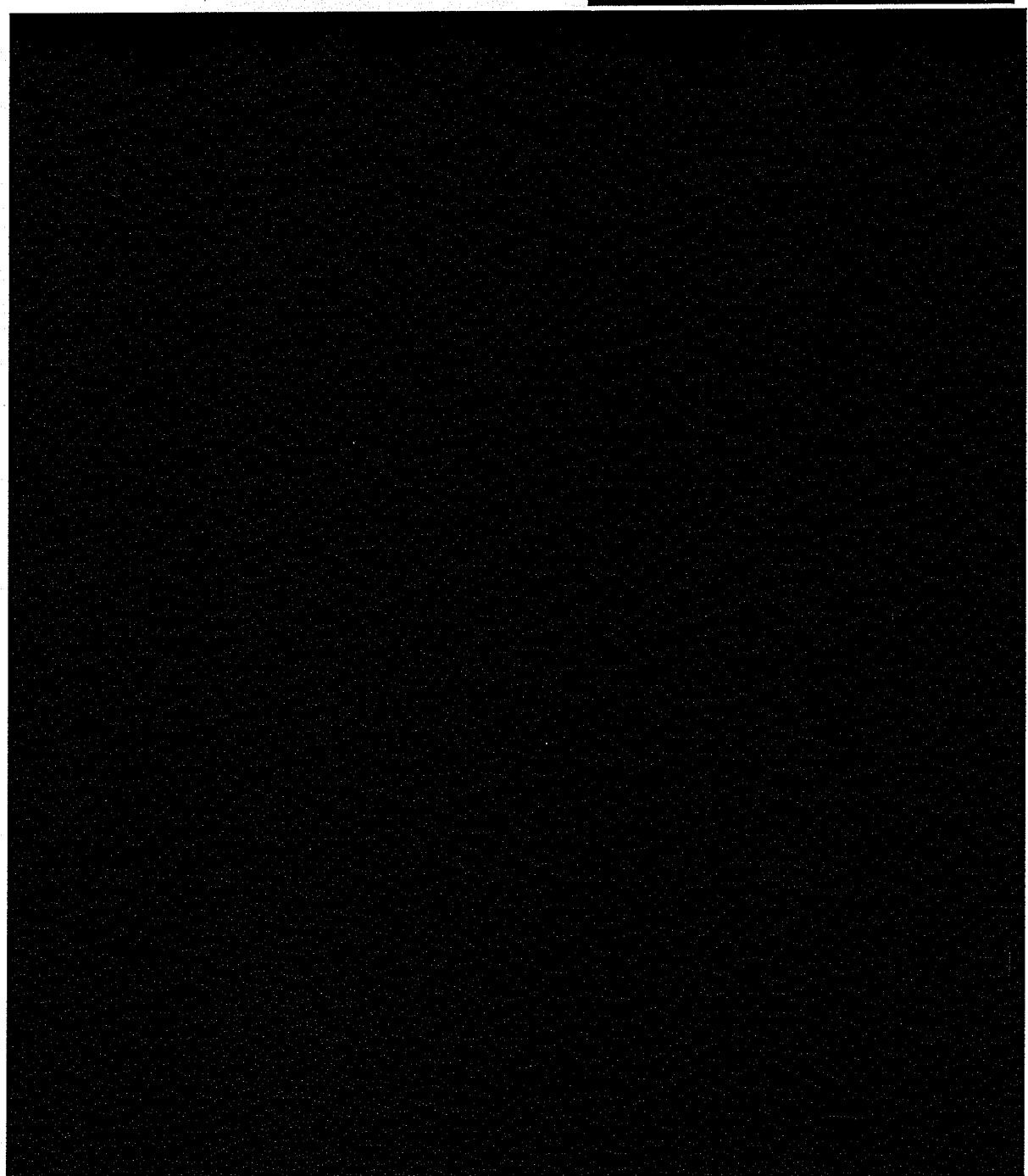


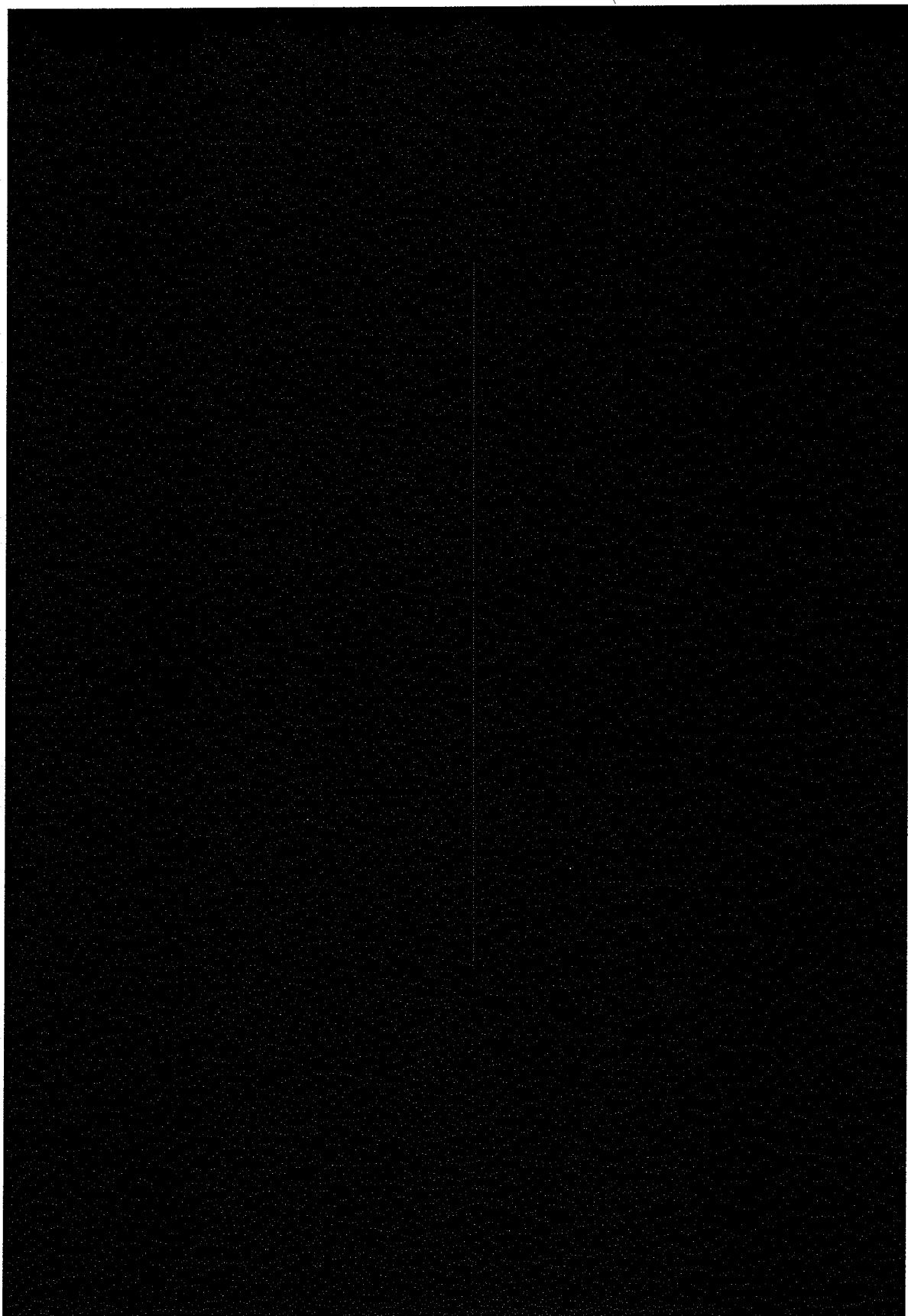


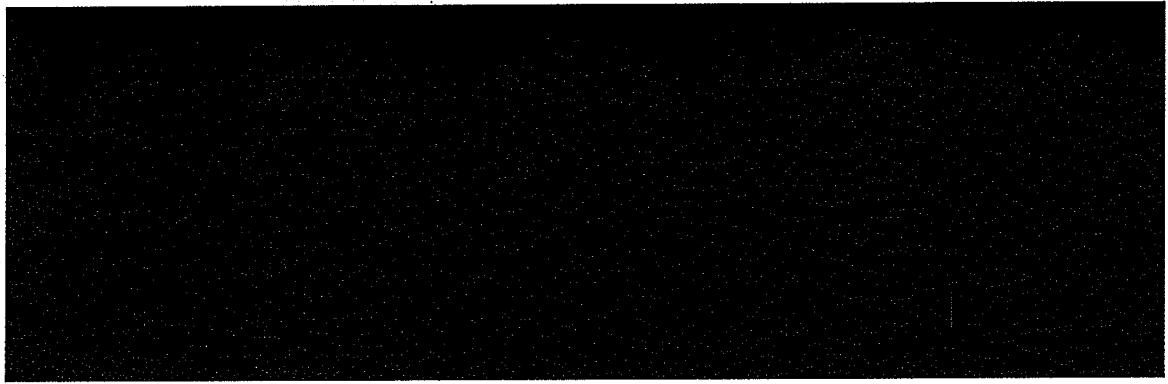




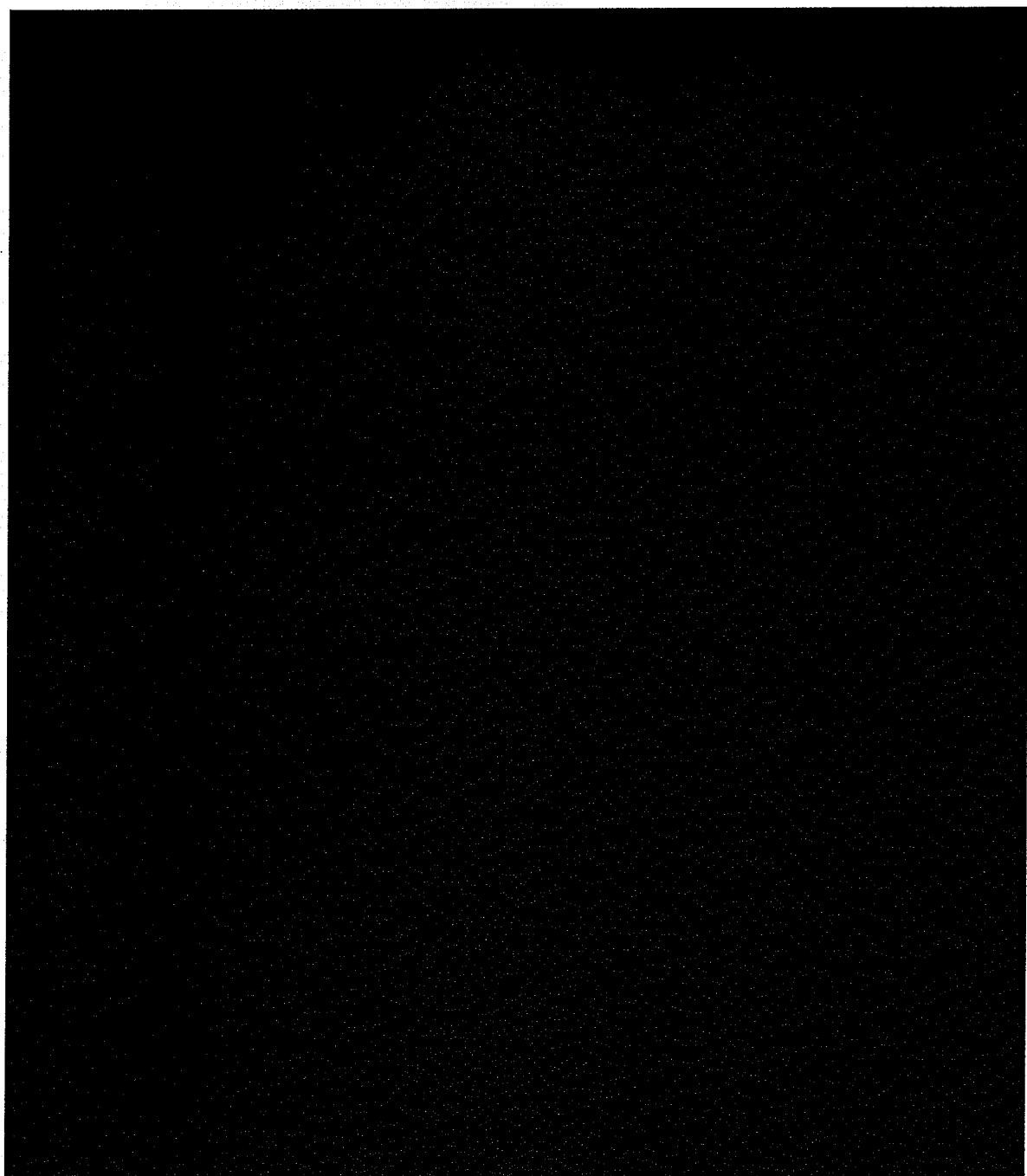
てん末書

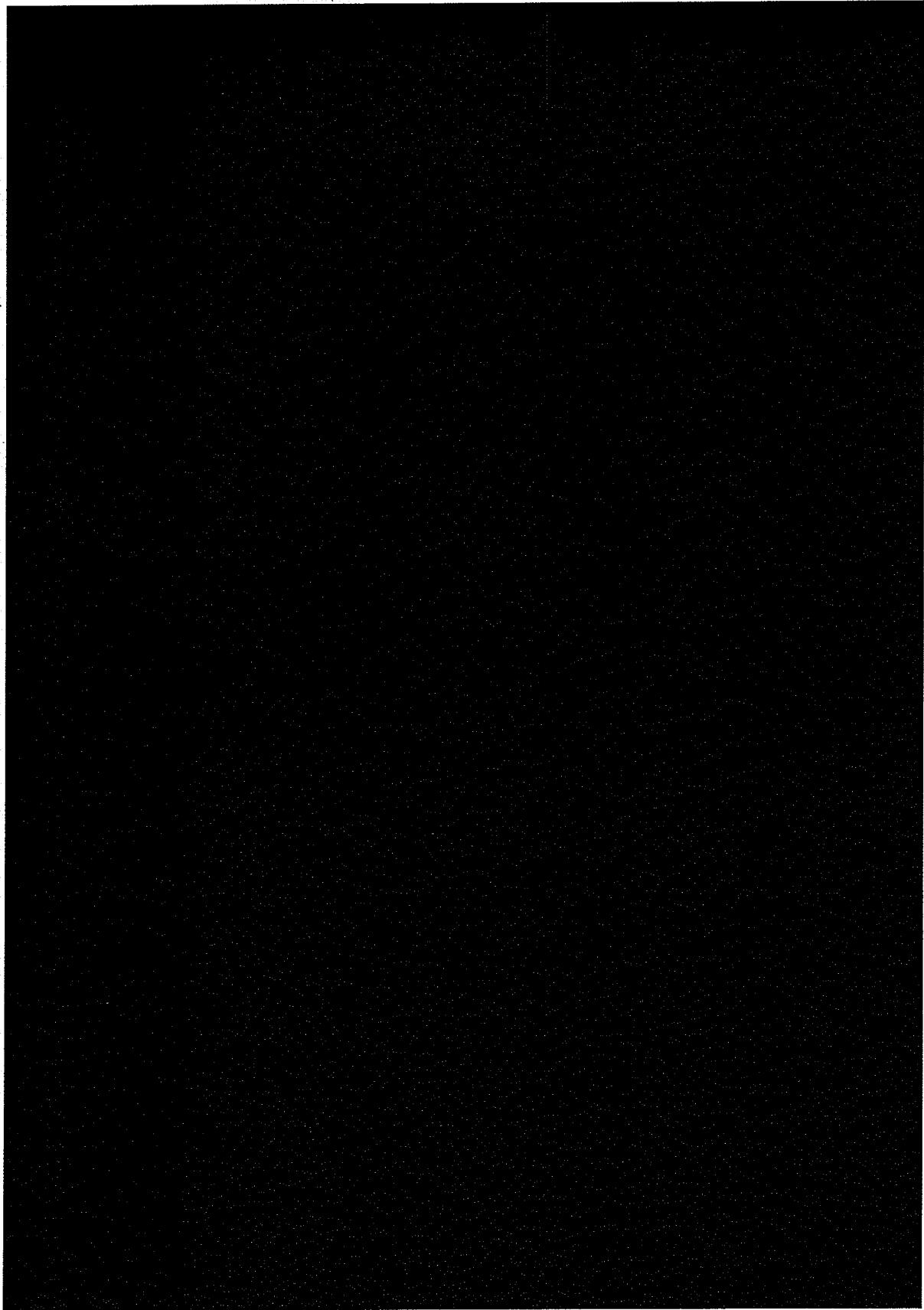


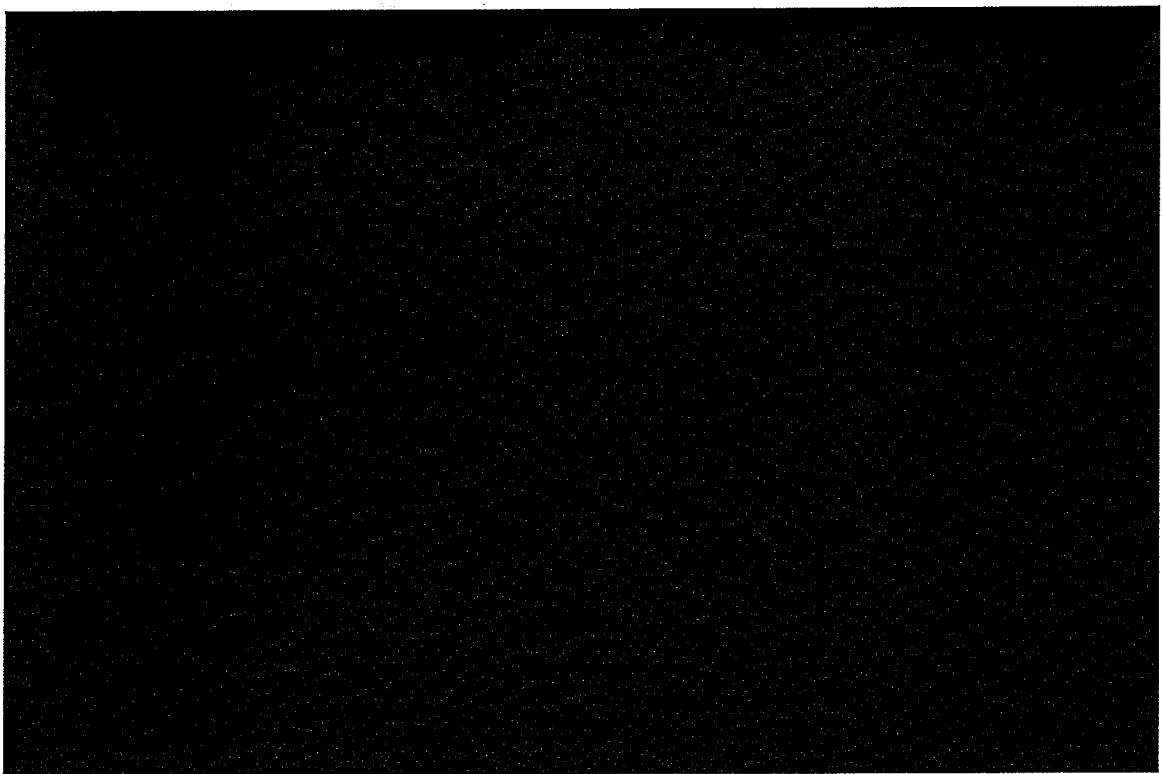




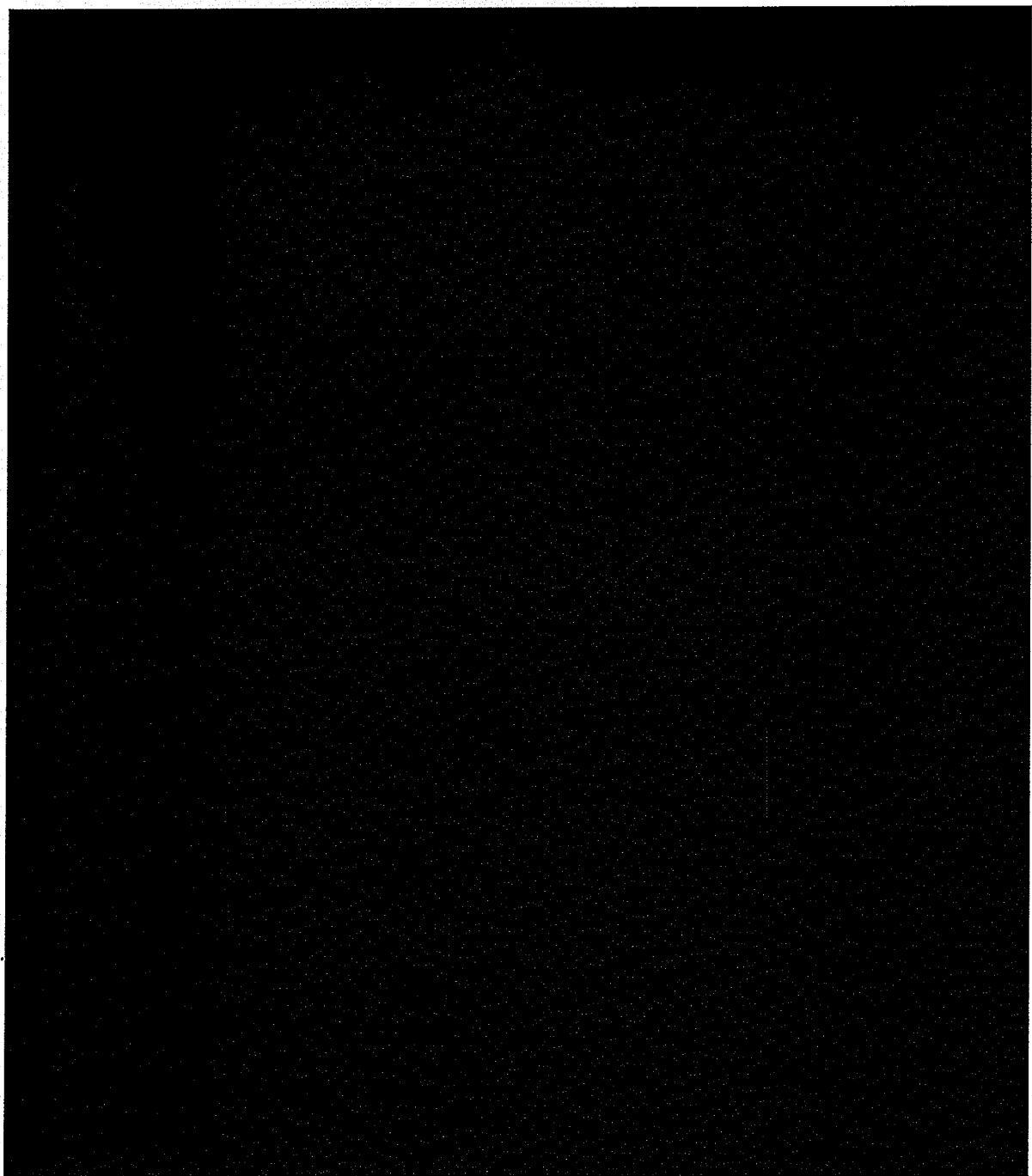
てん末書



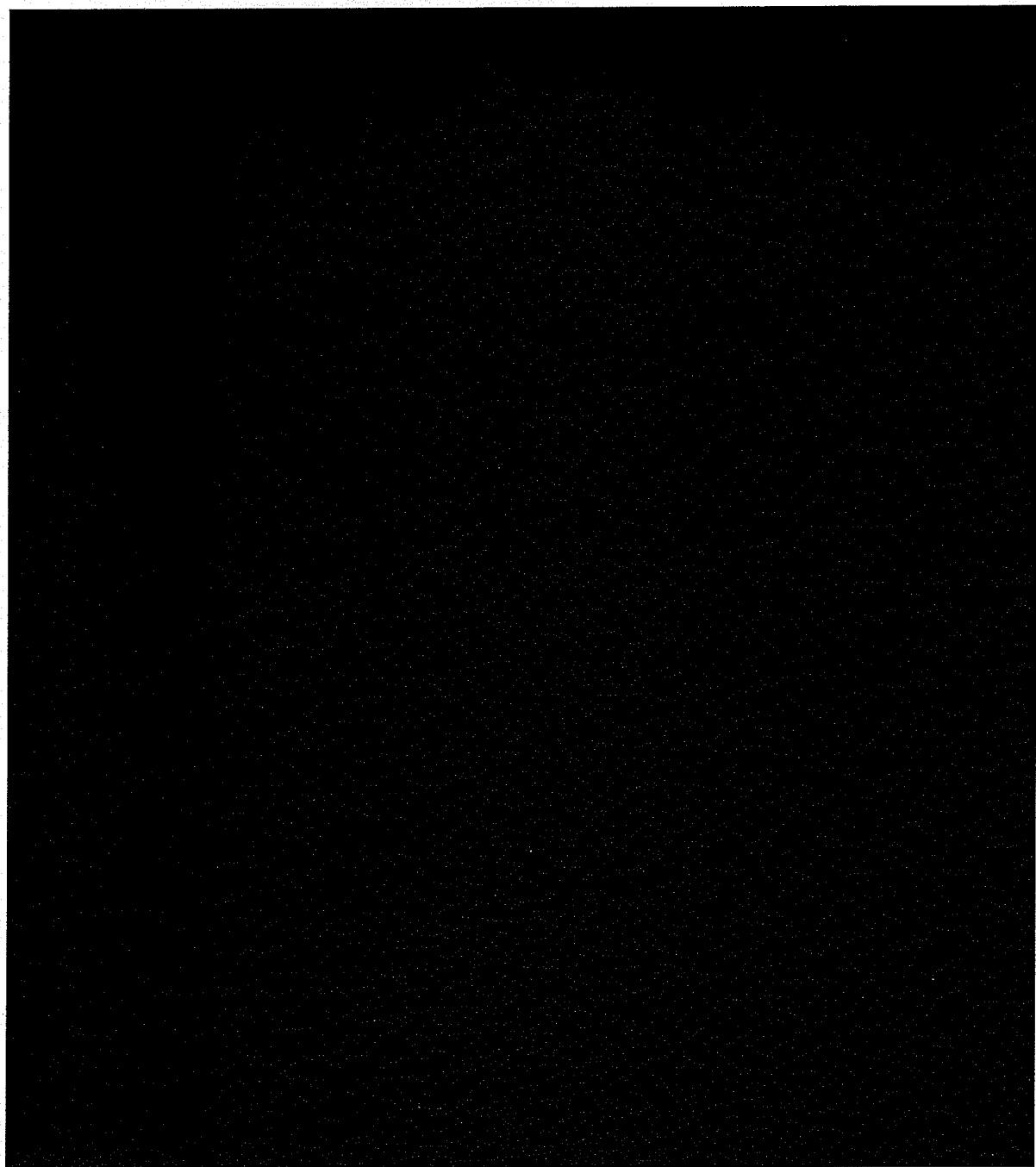




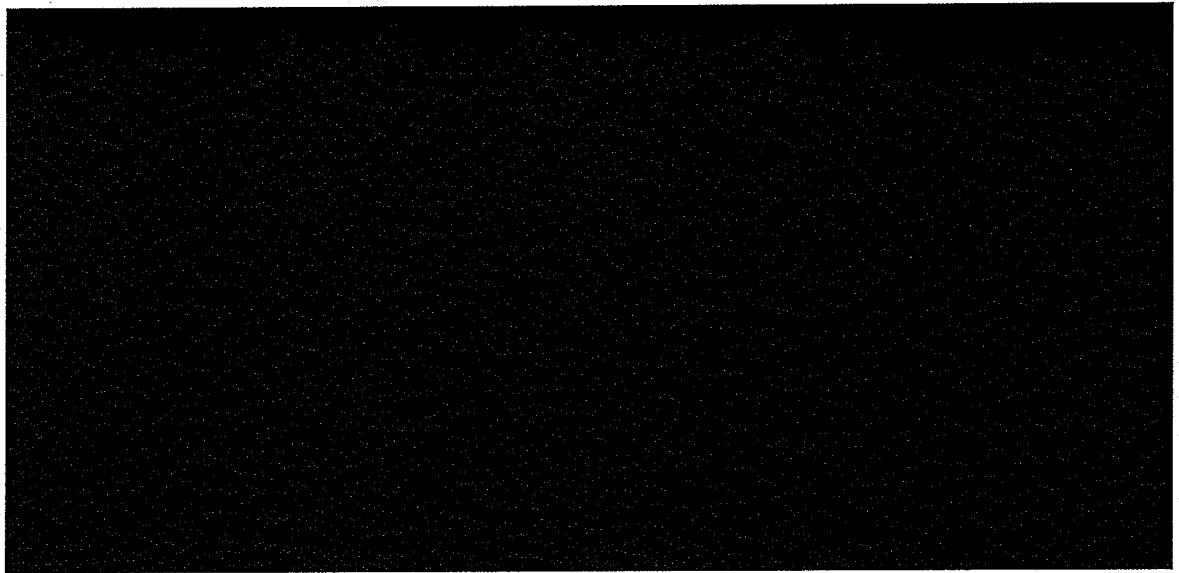
てん末書



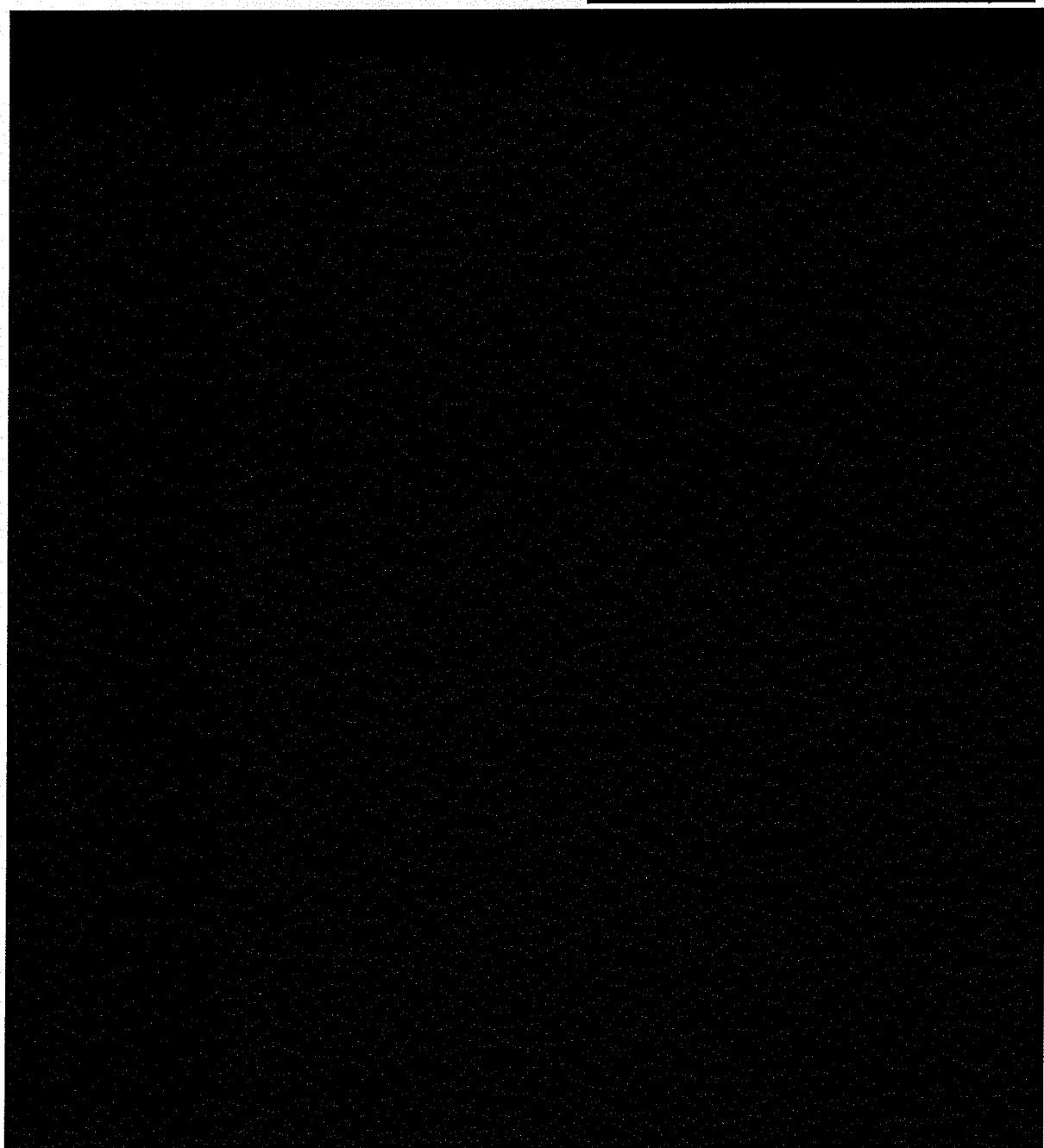
てん末書



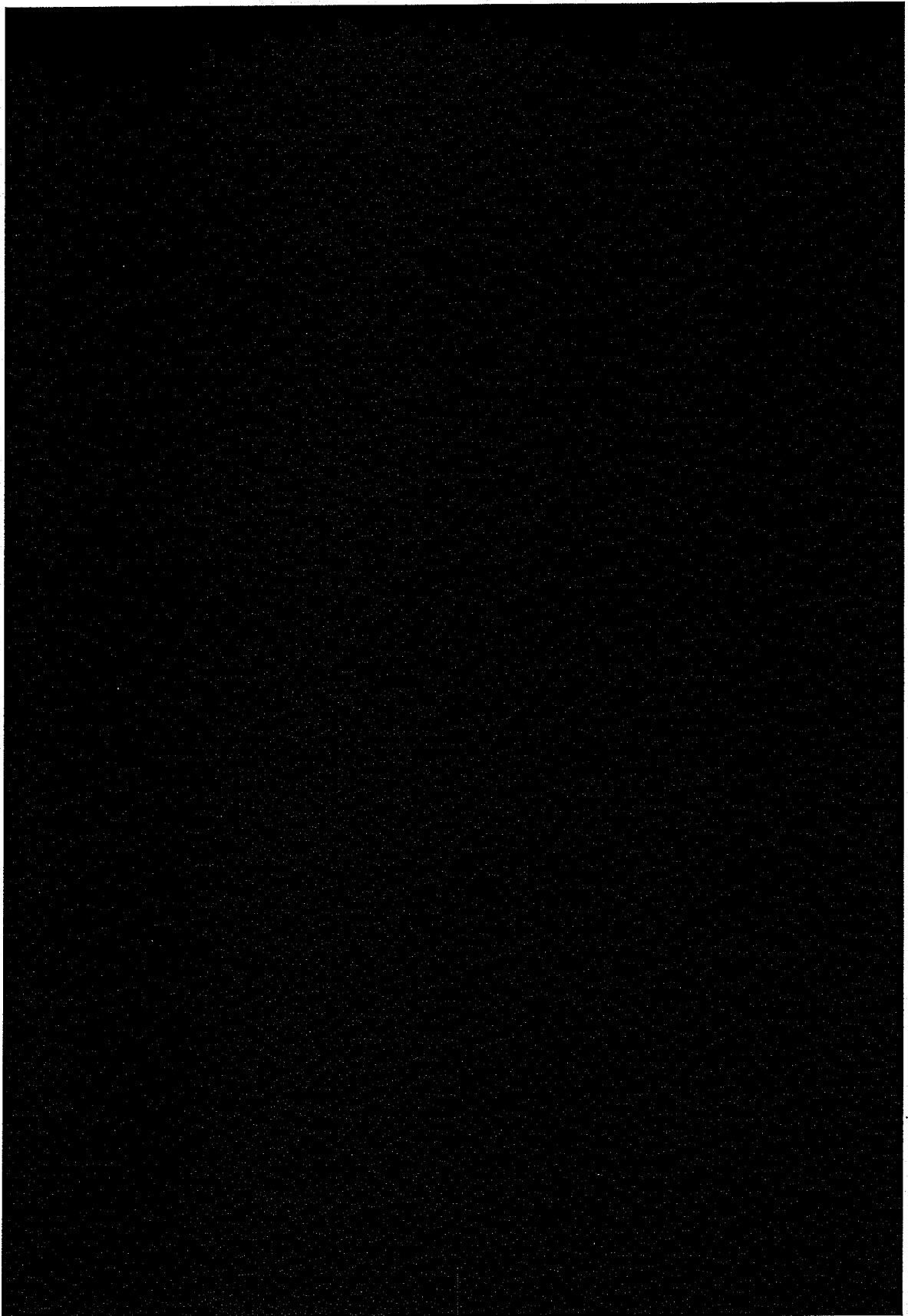


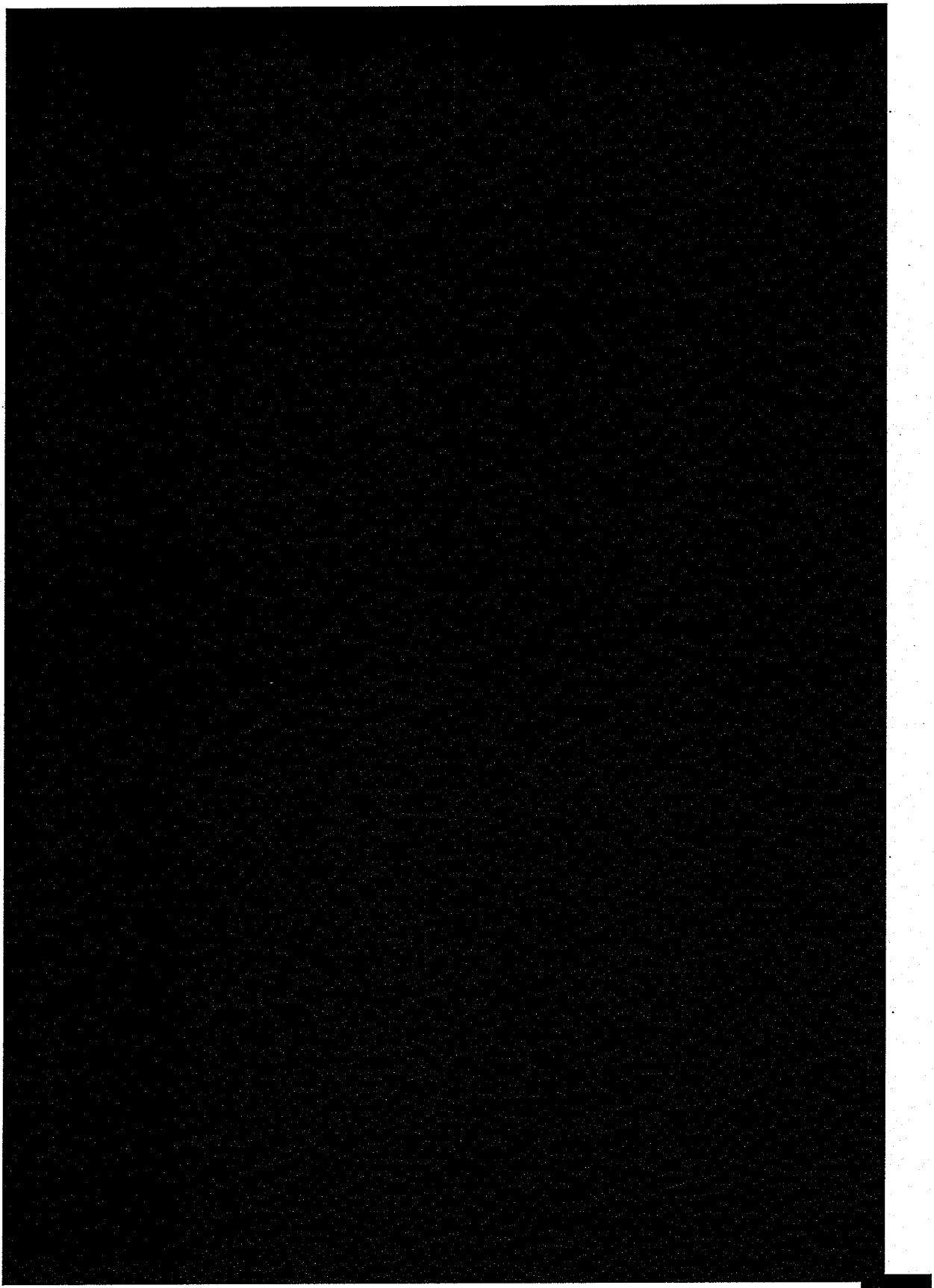


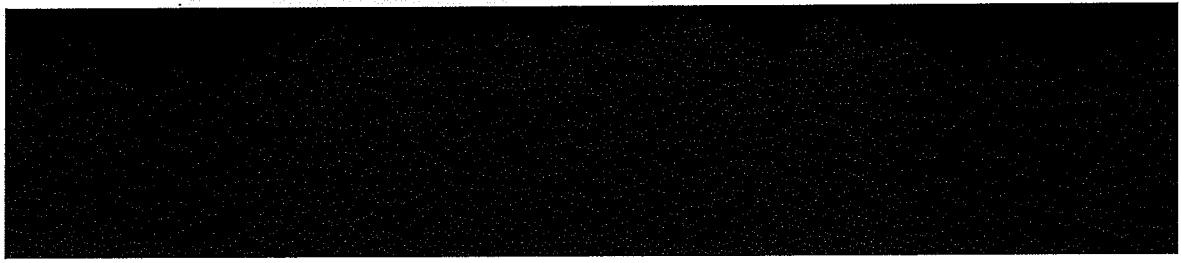
てん末書



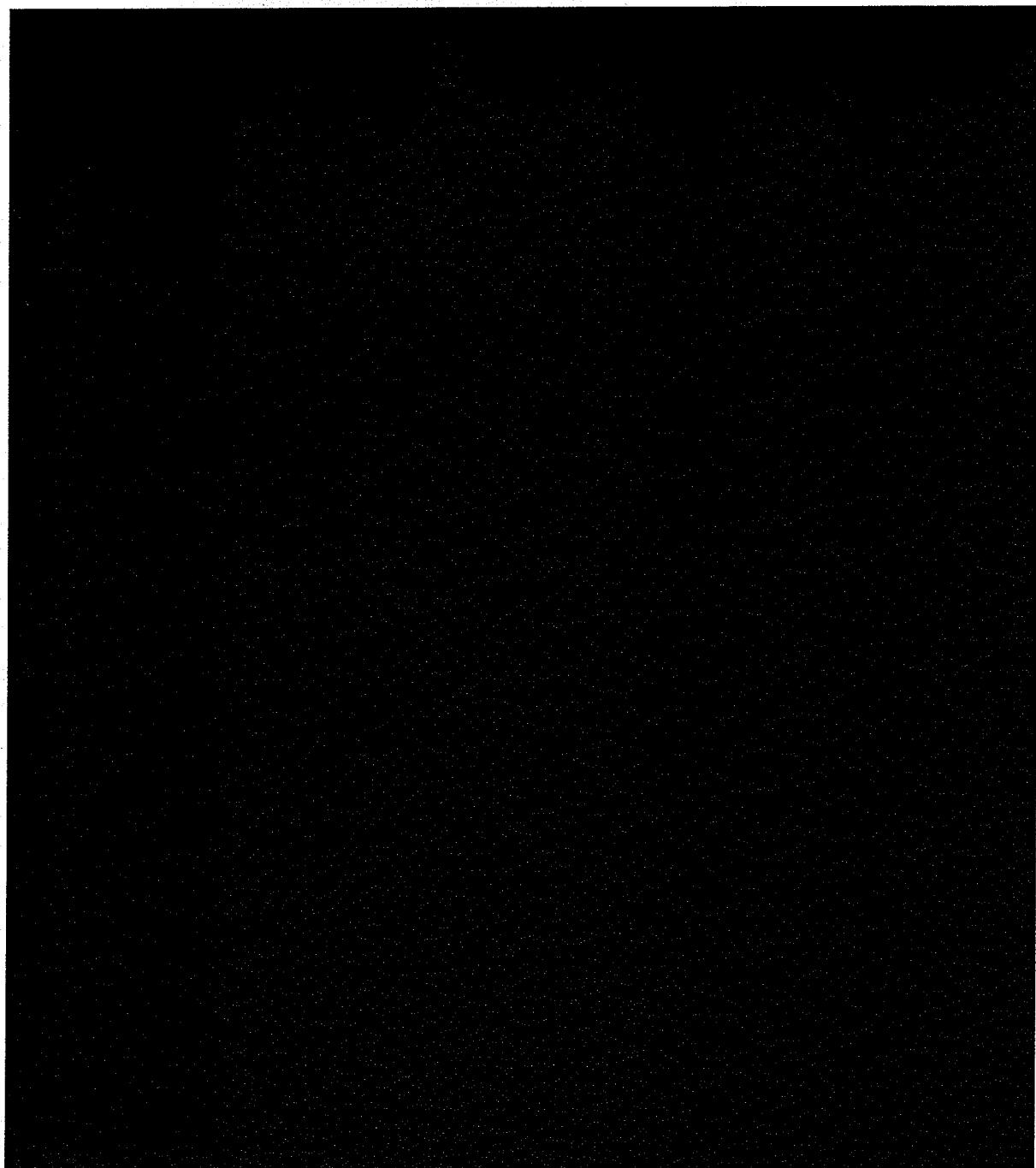
てん末書

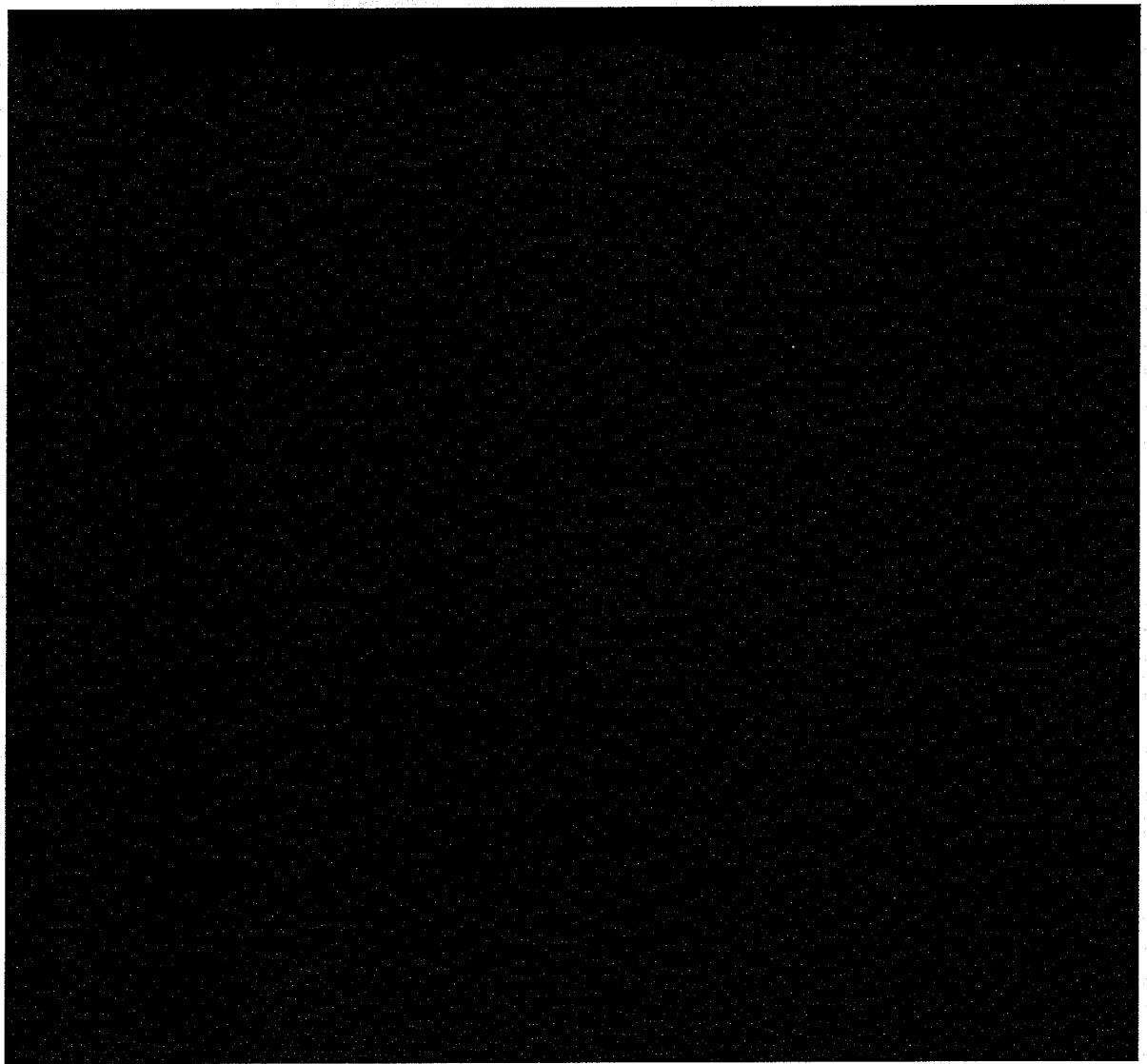






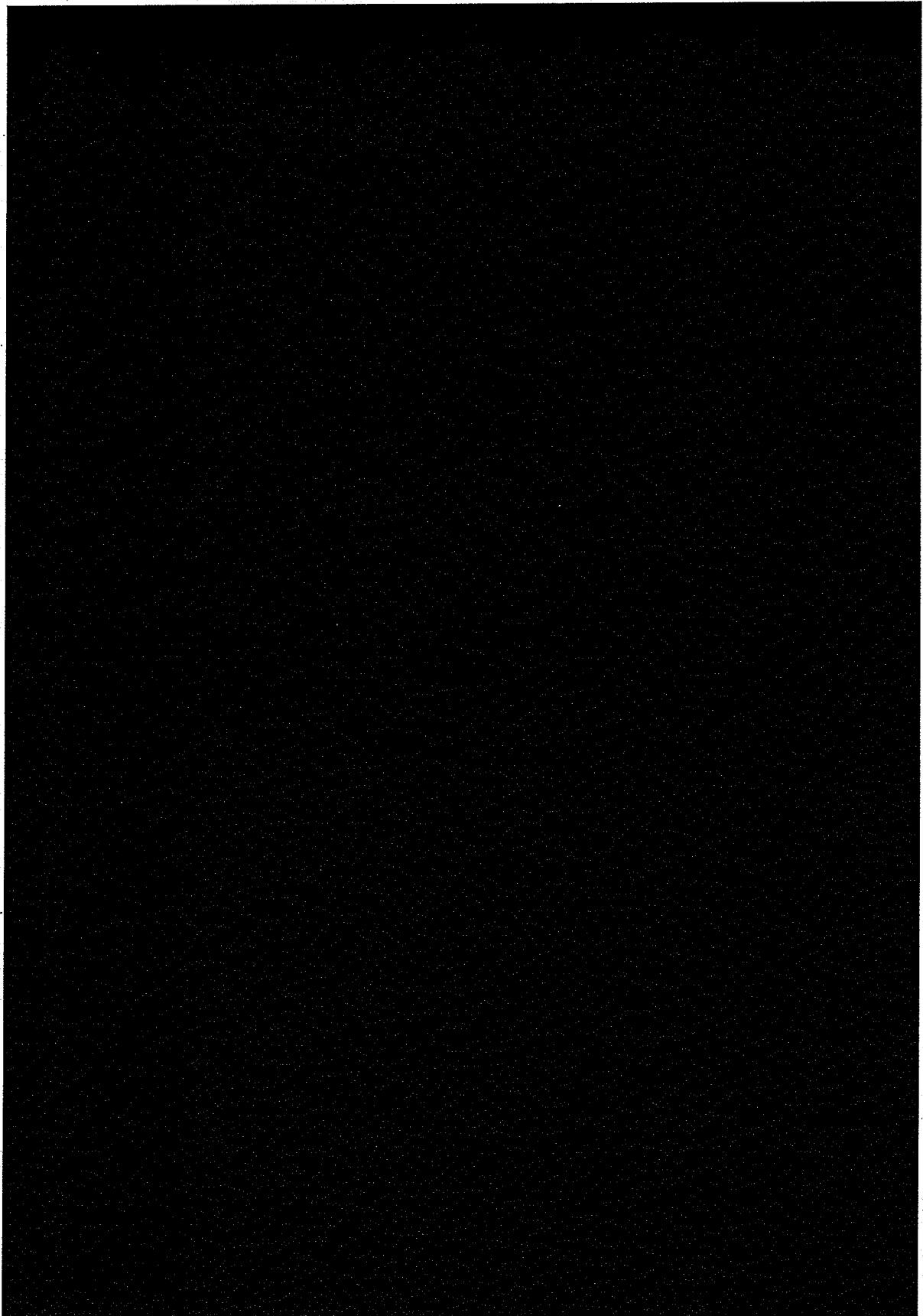
てん末書

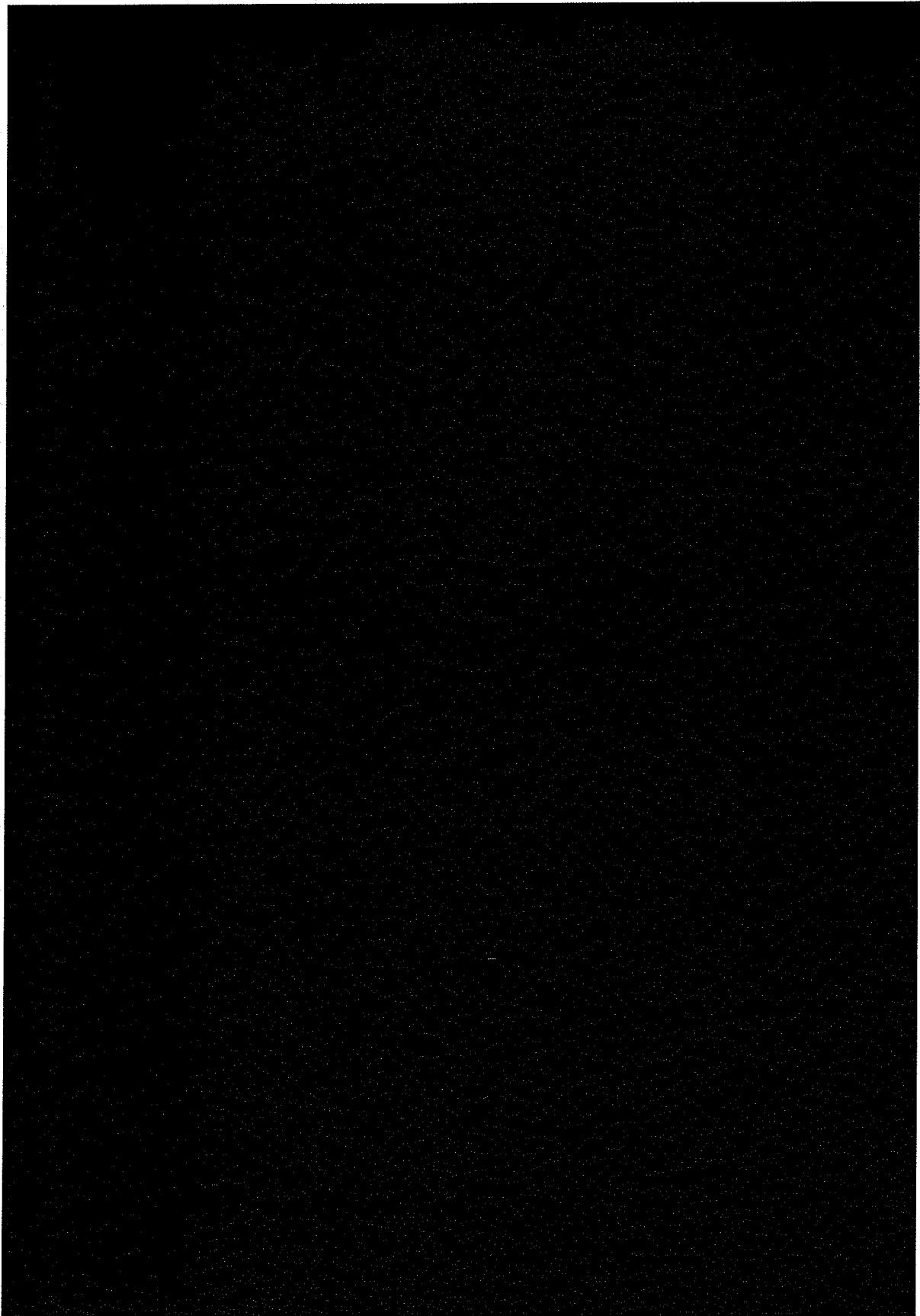


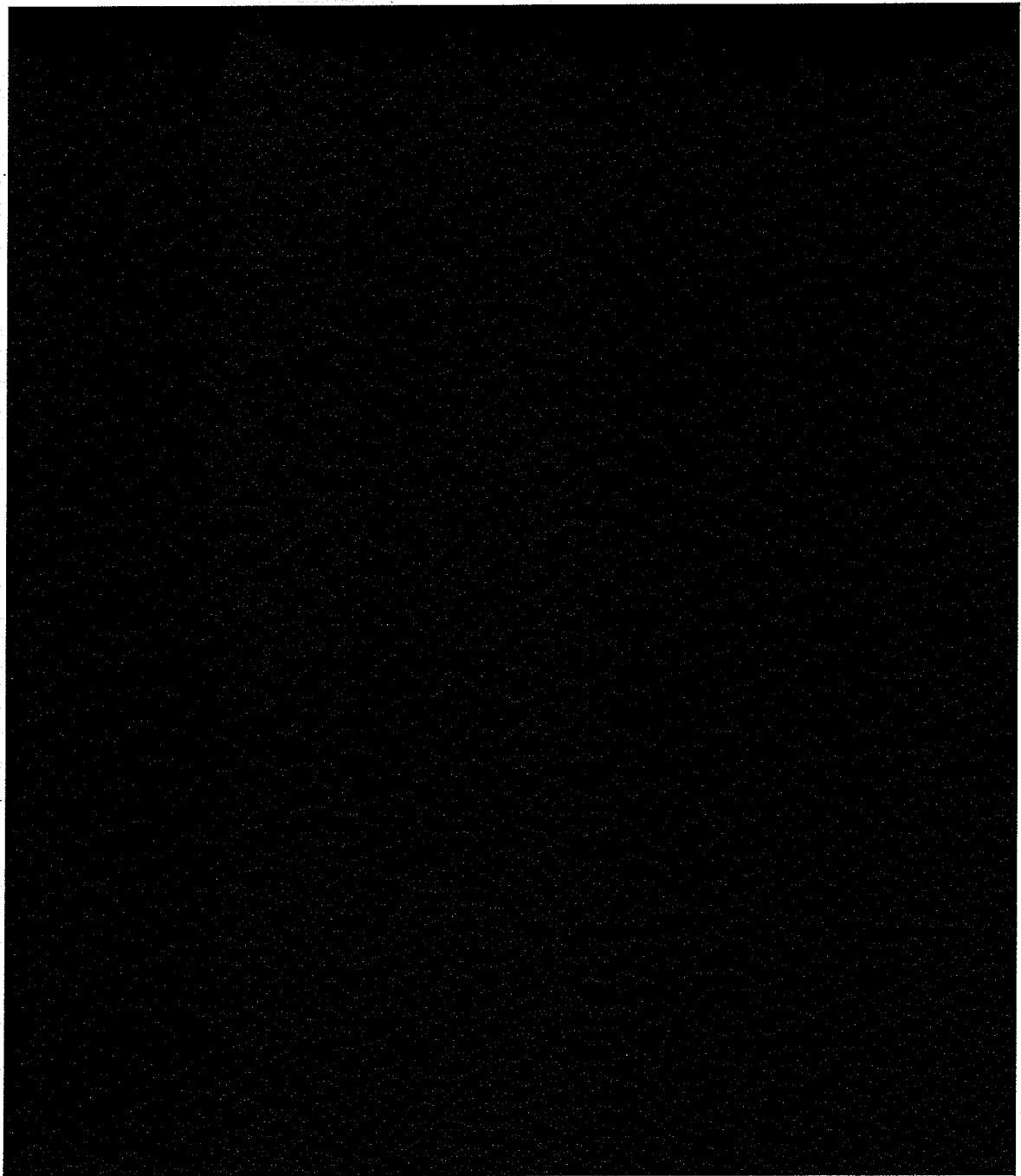


以 上

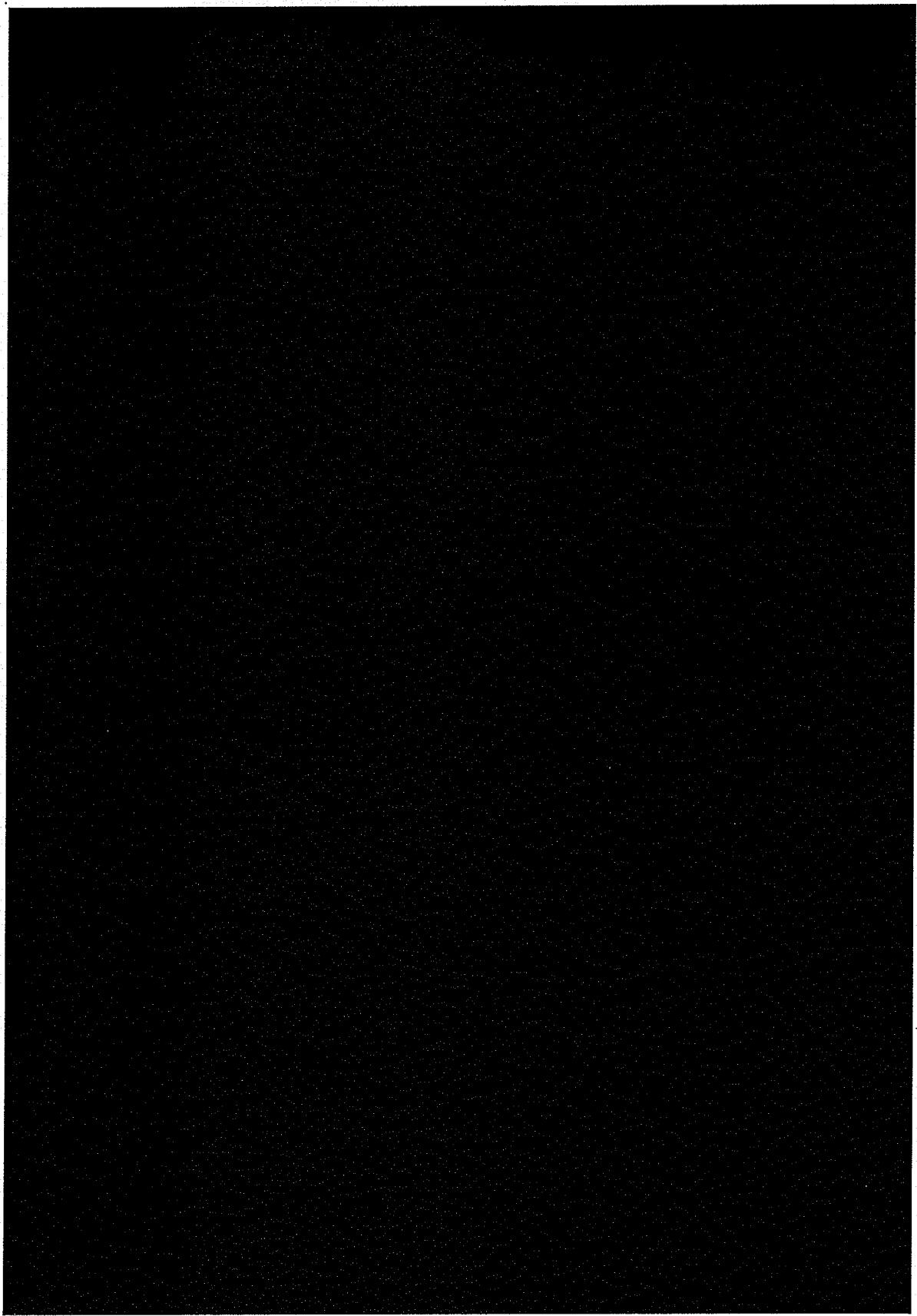
てん末書

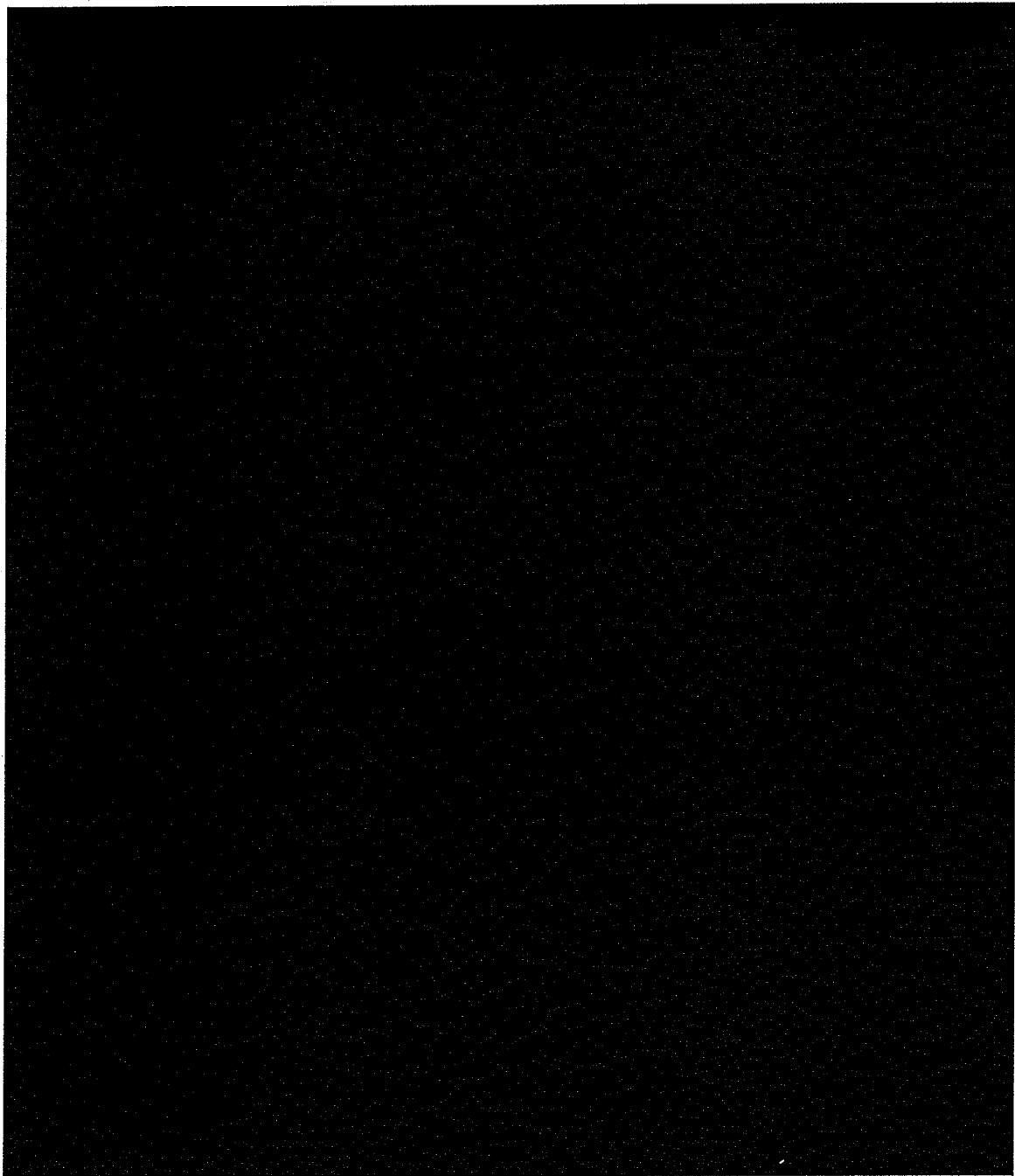




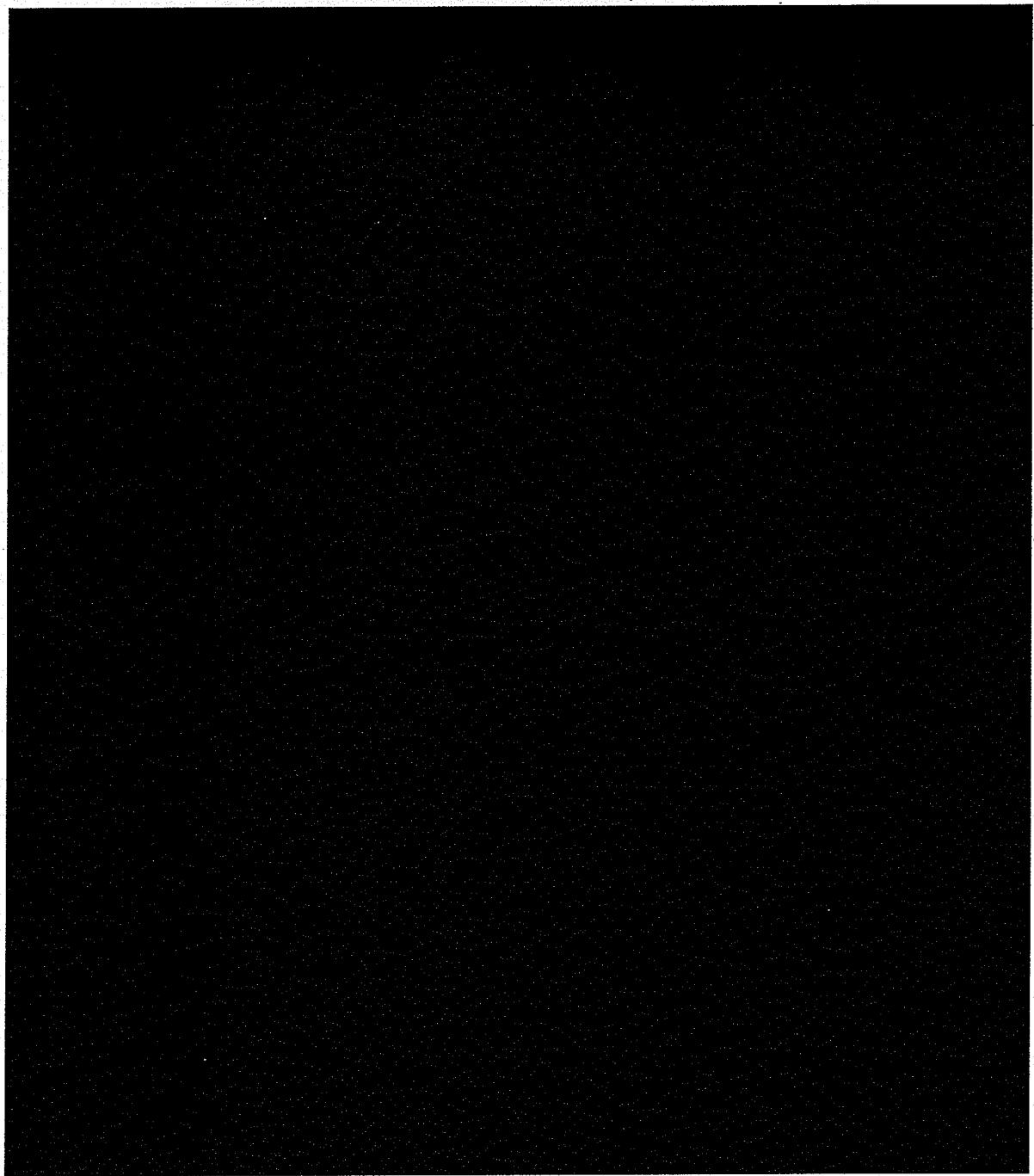


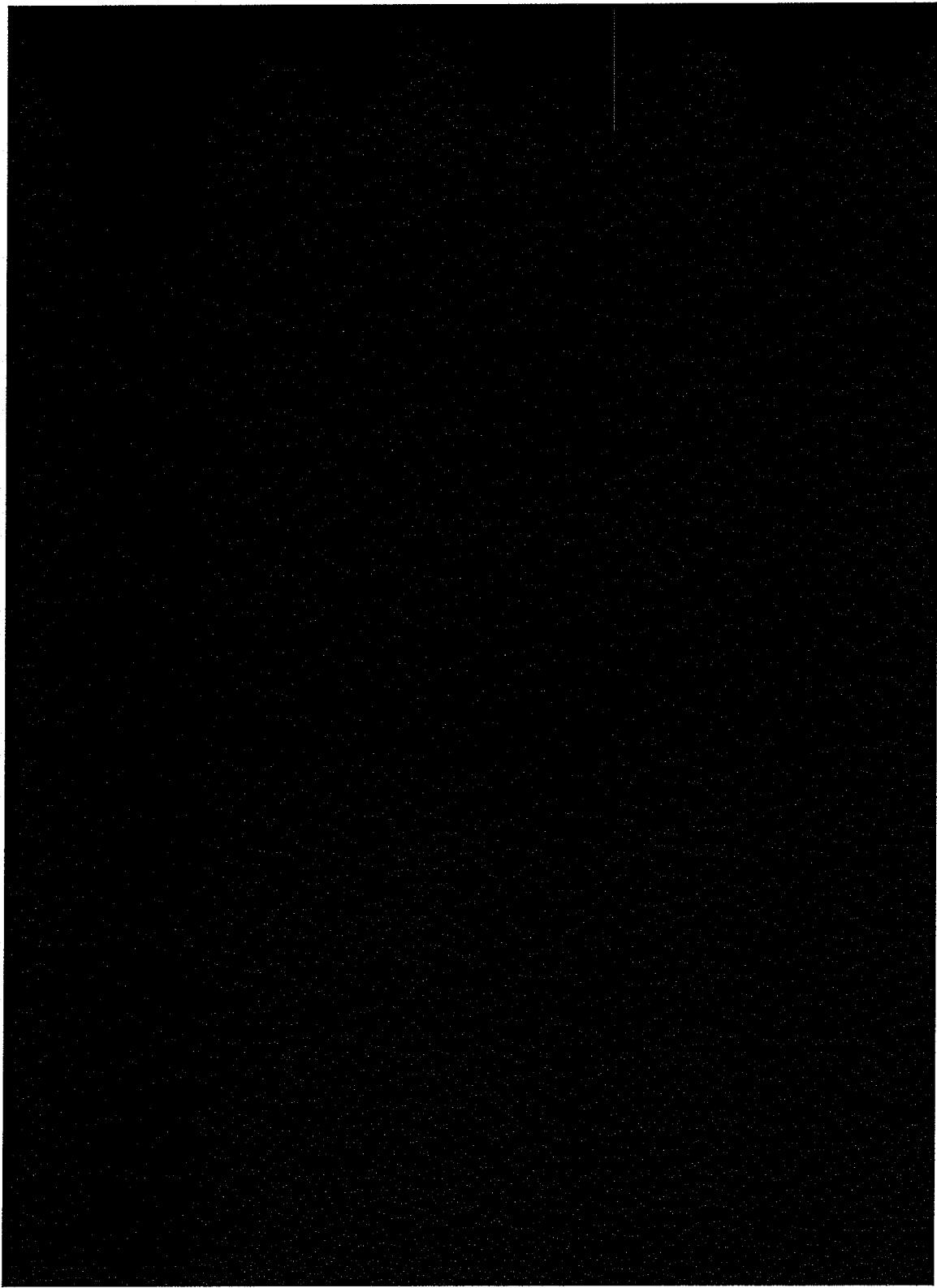
てん末書



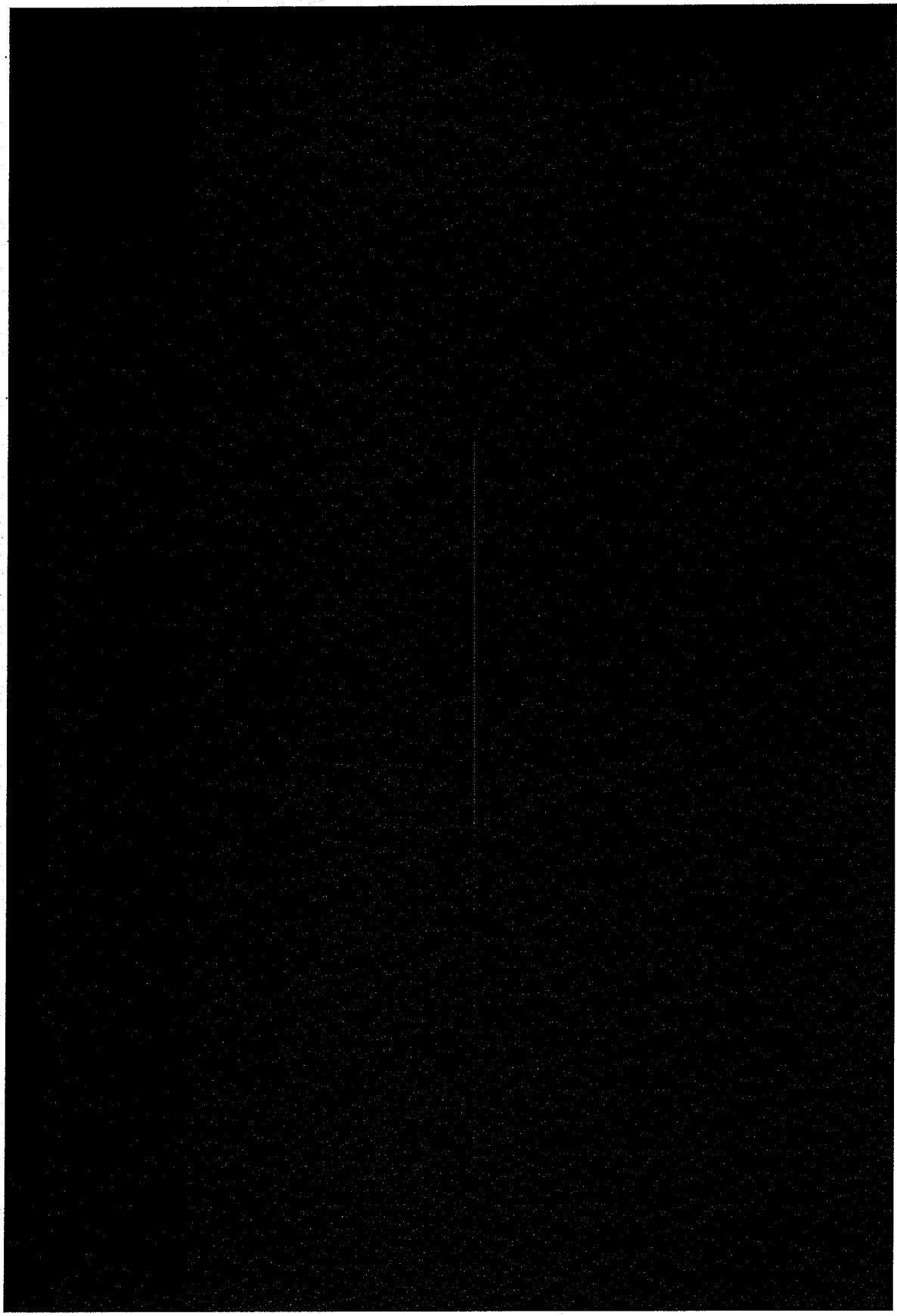


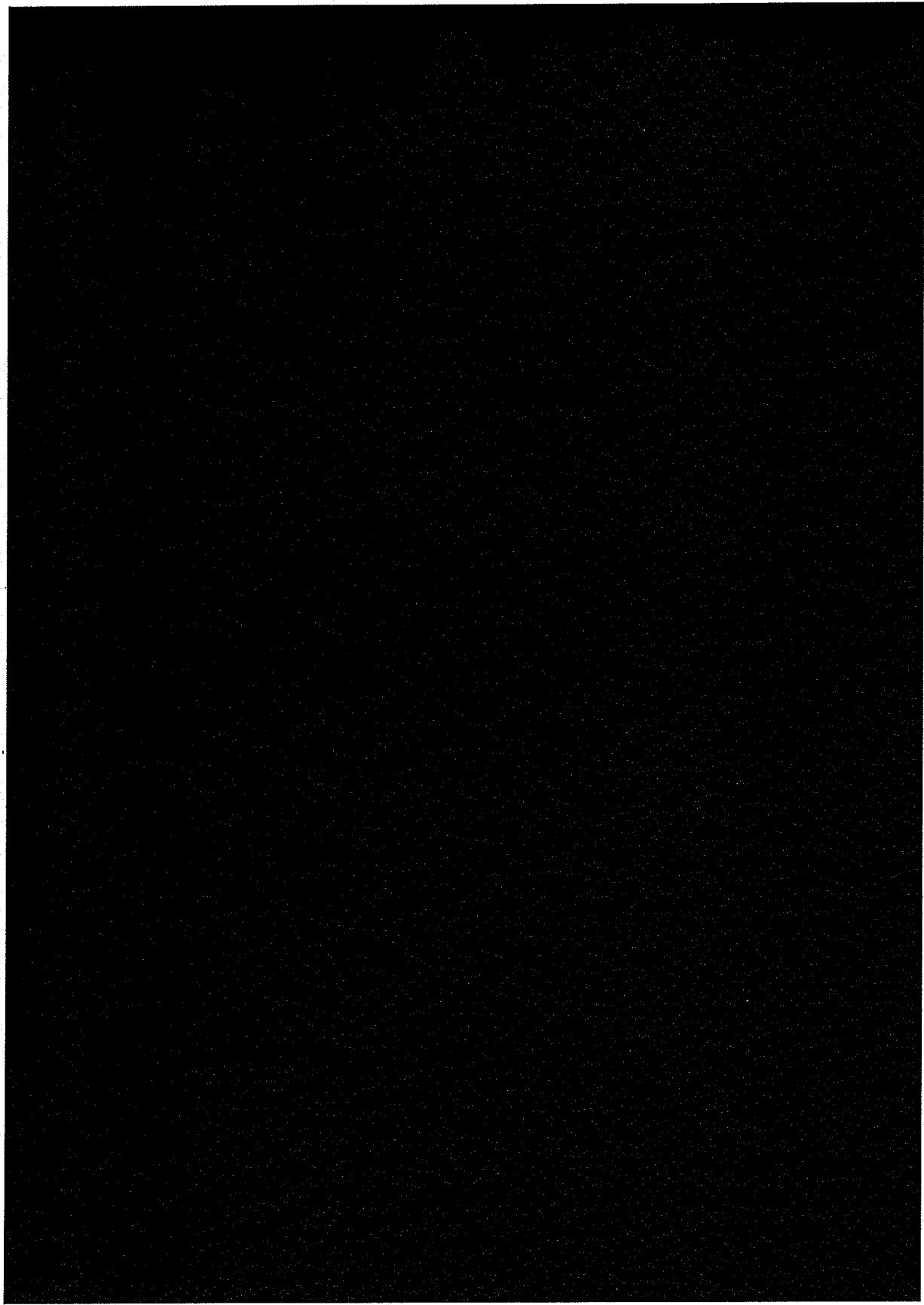
てん末書

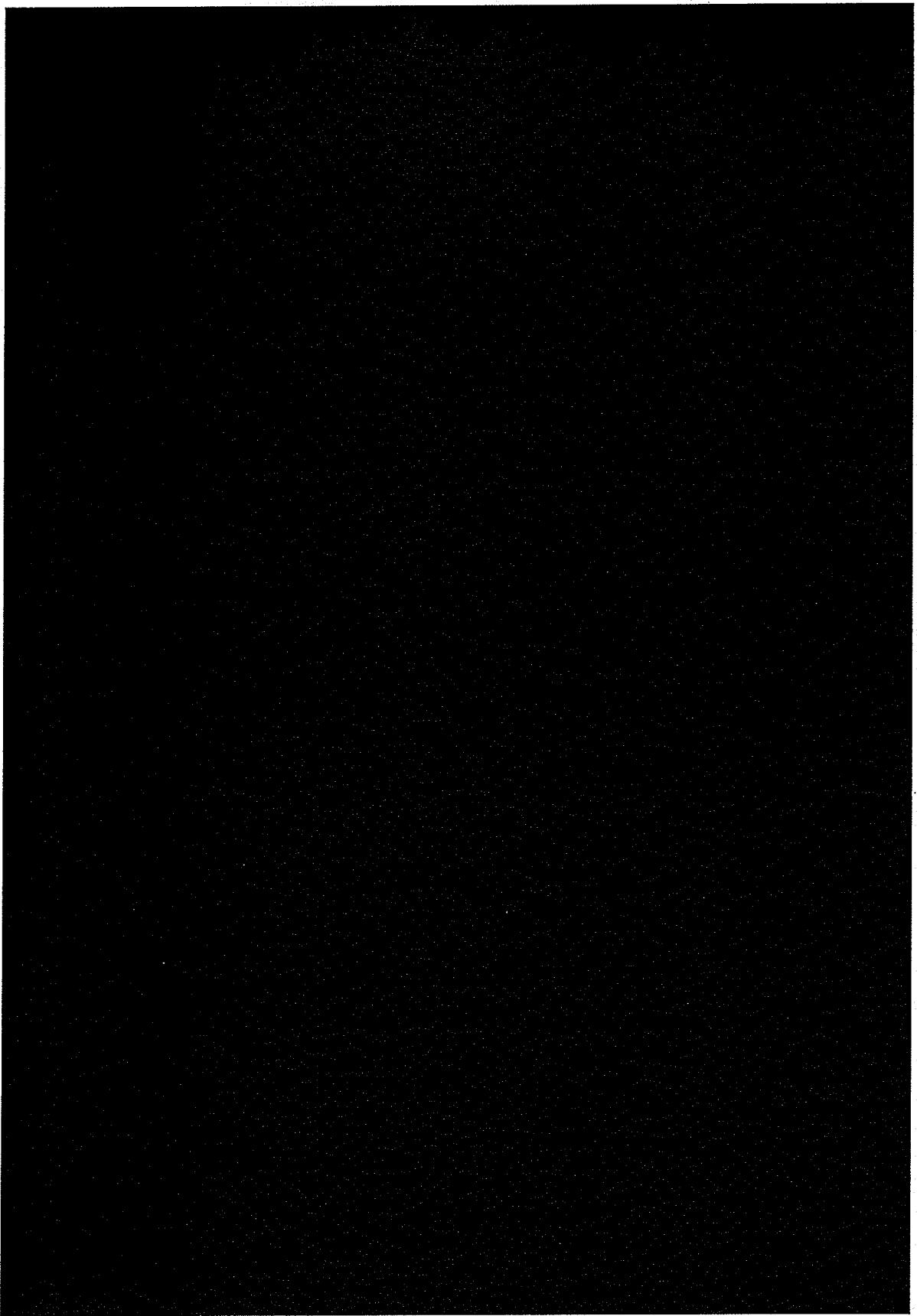


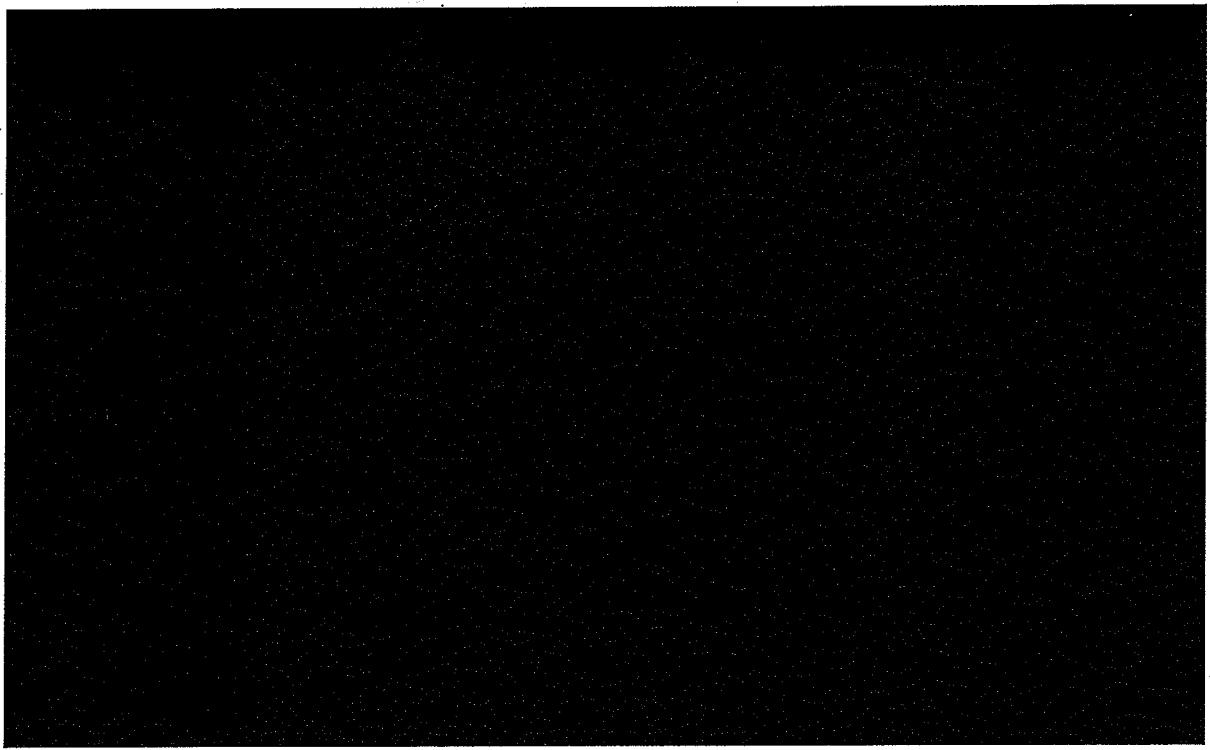


てん末書

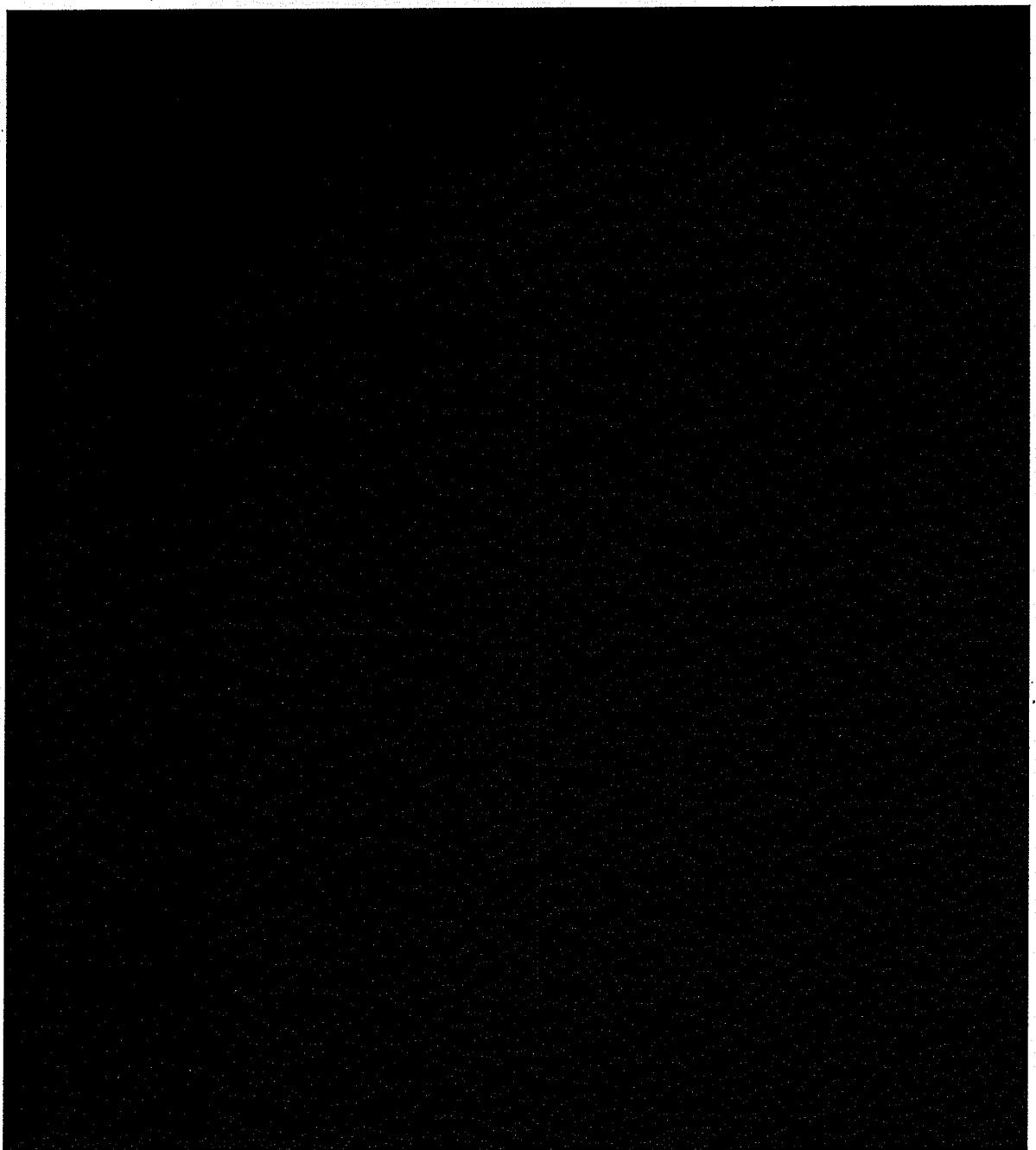




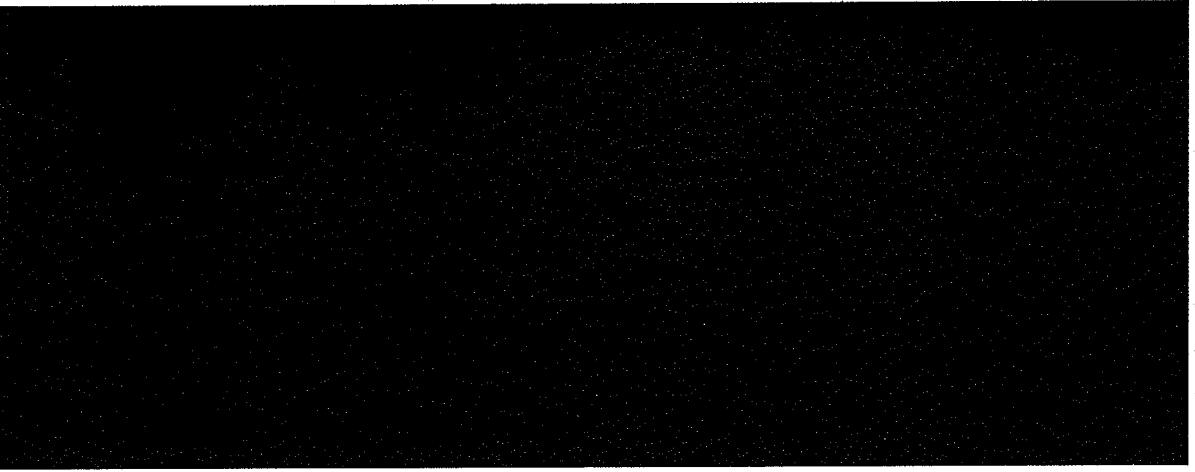




てん末書

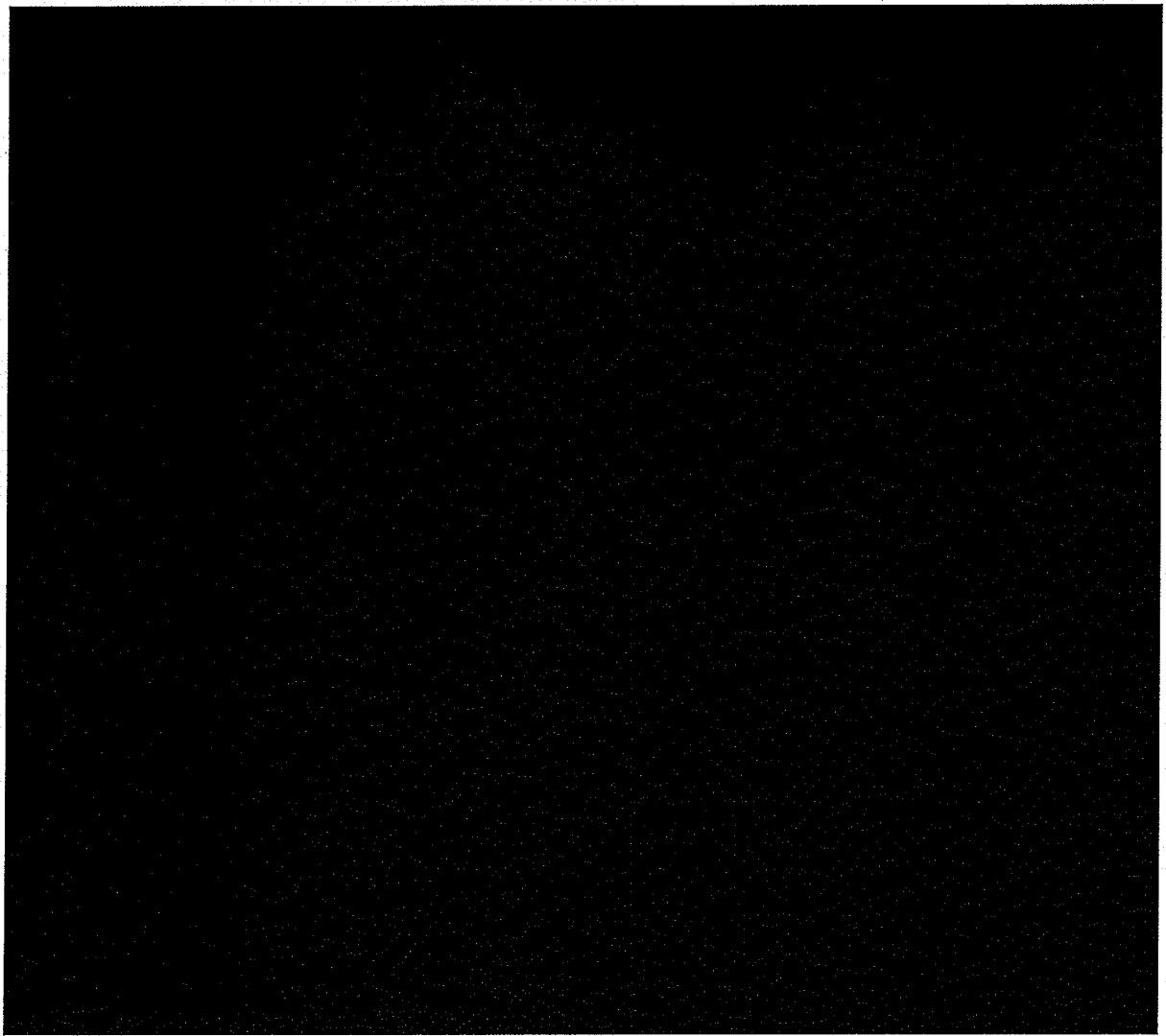


てん末書

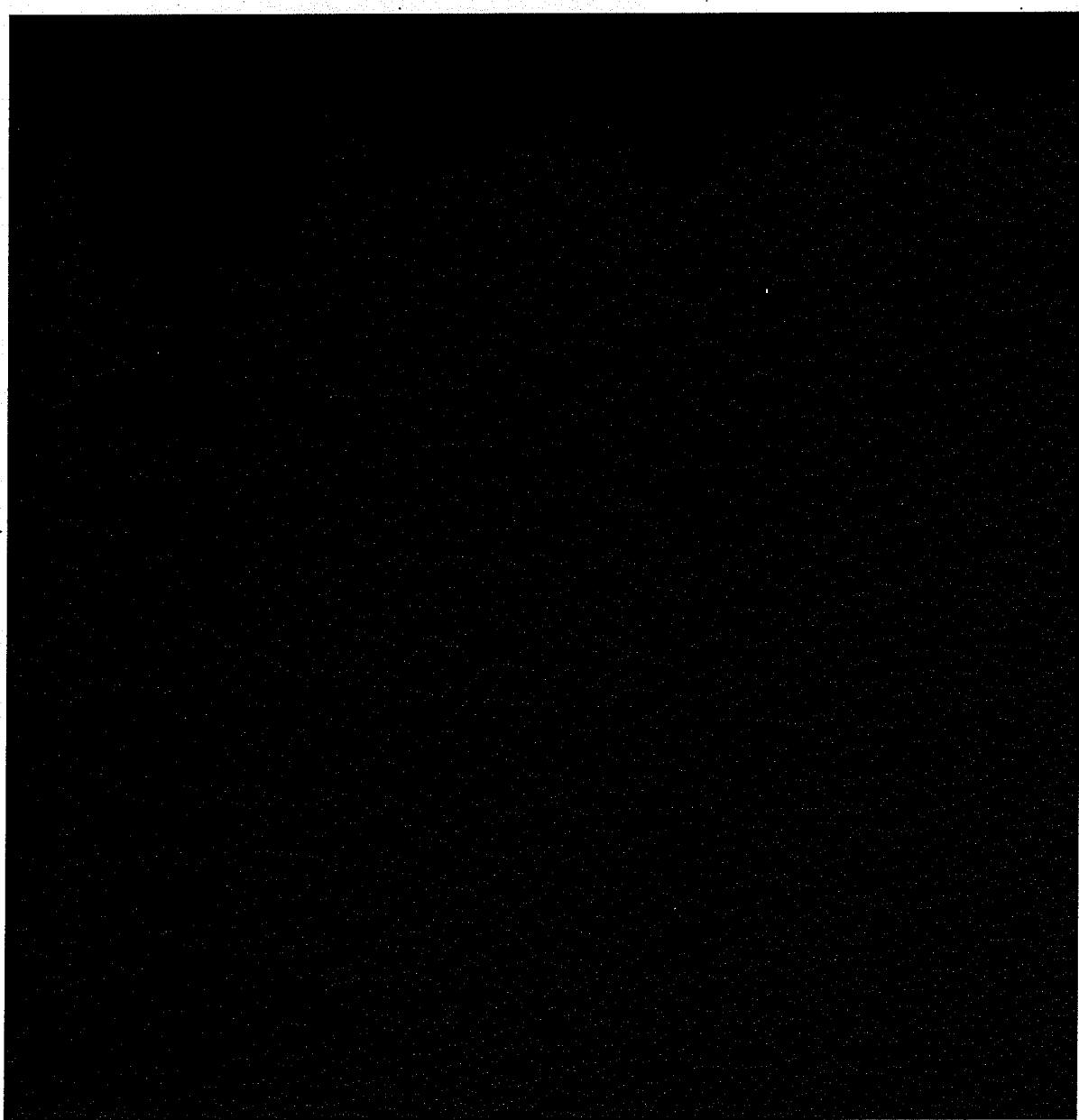


以 上

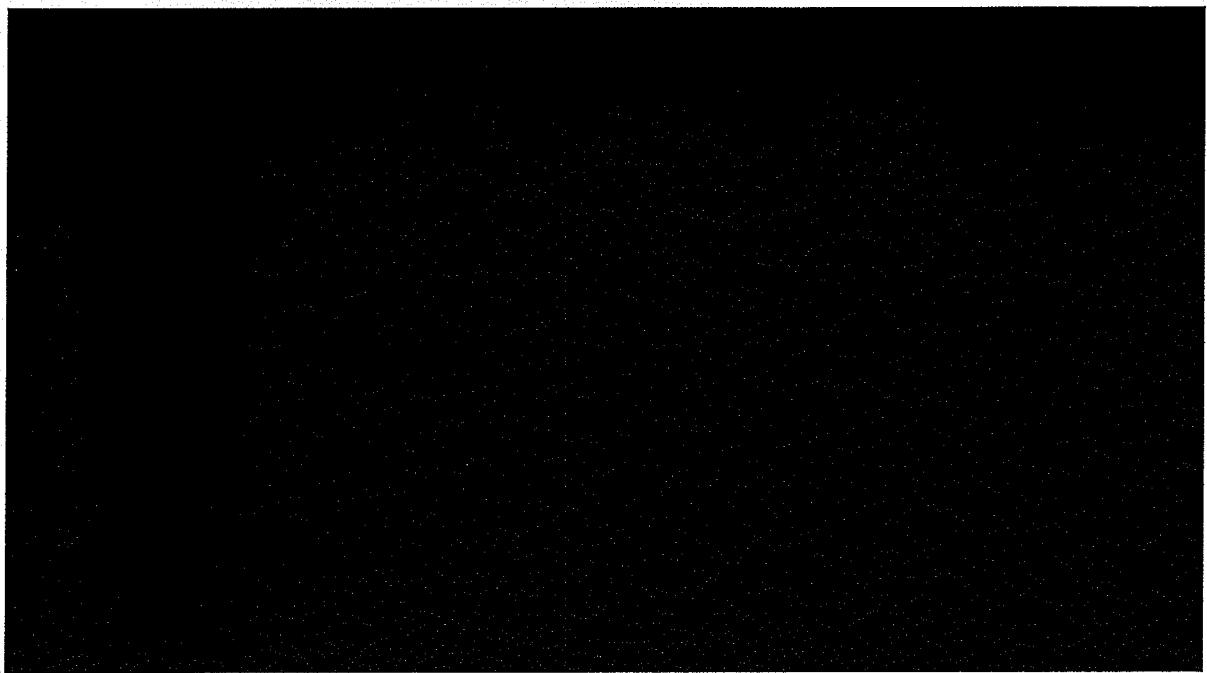
てん末書



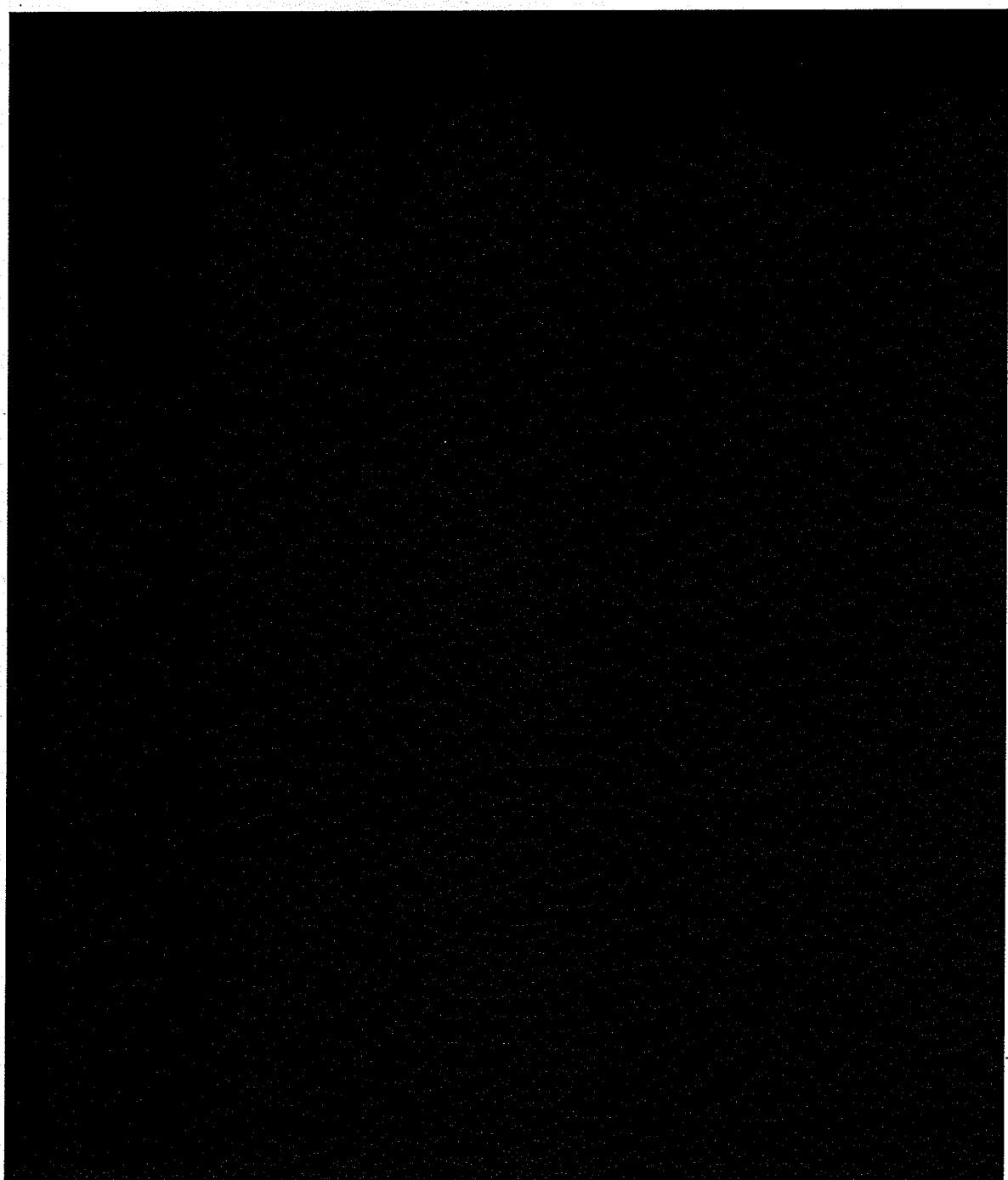
てん末書

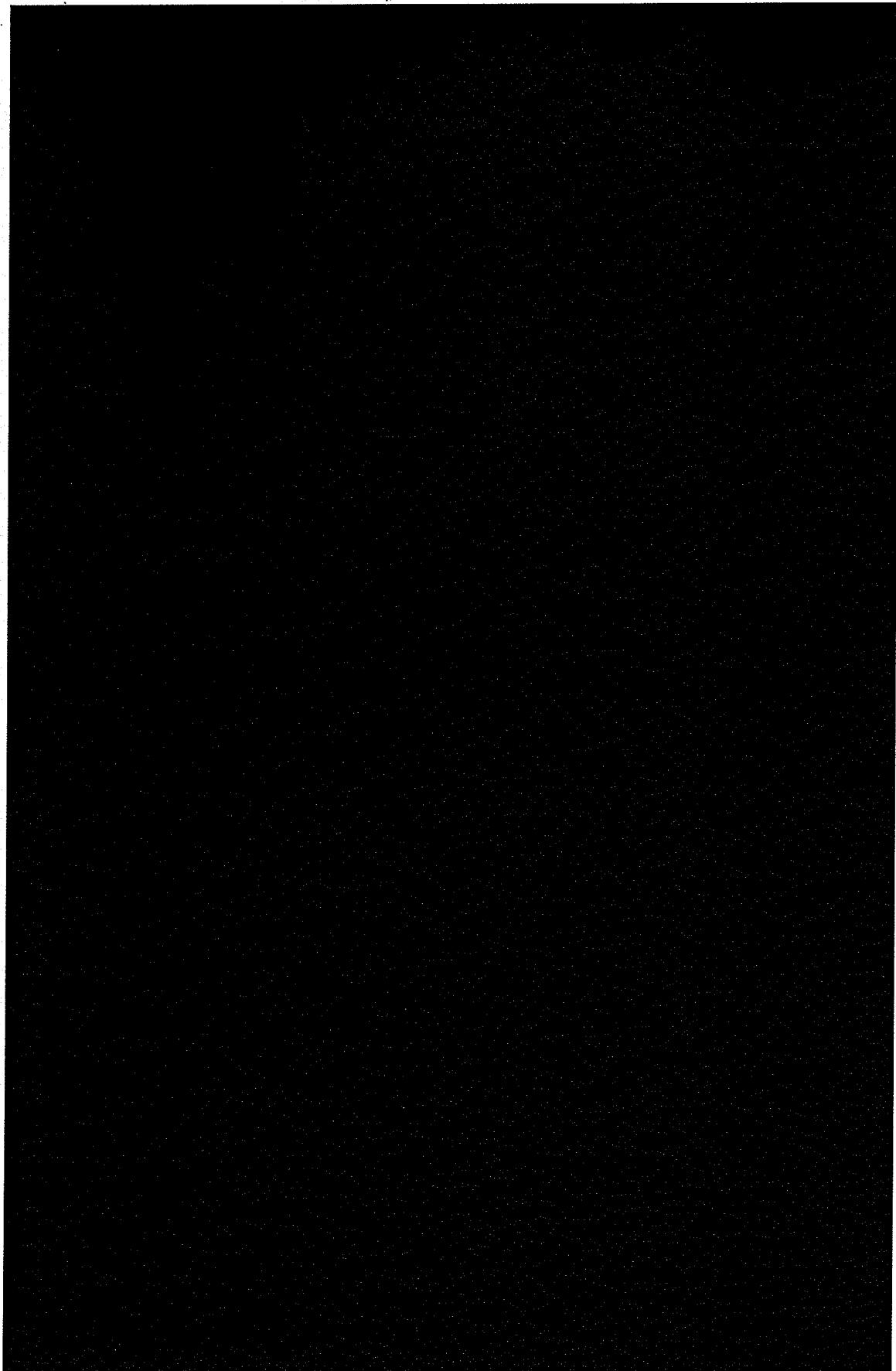


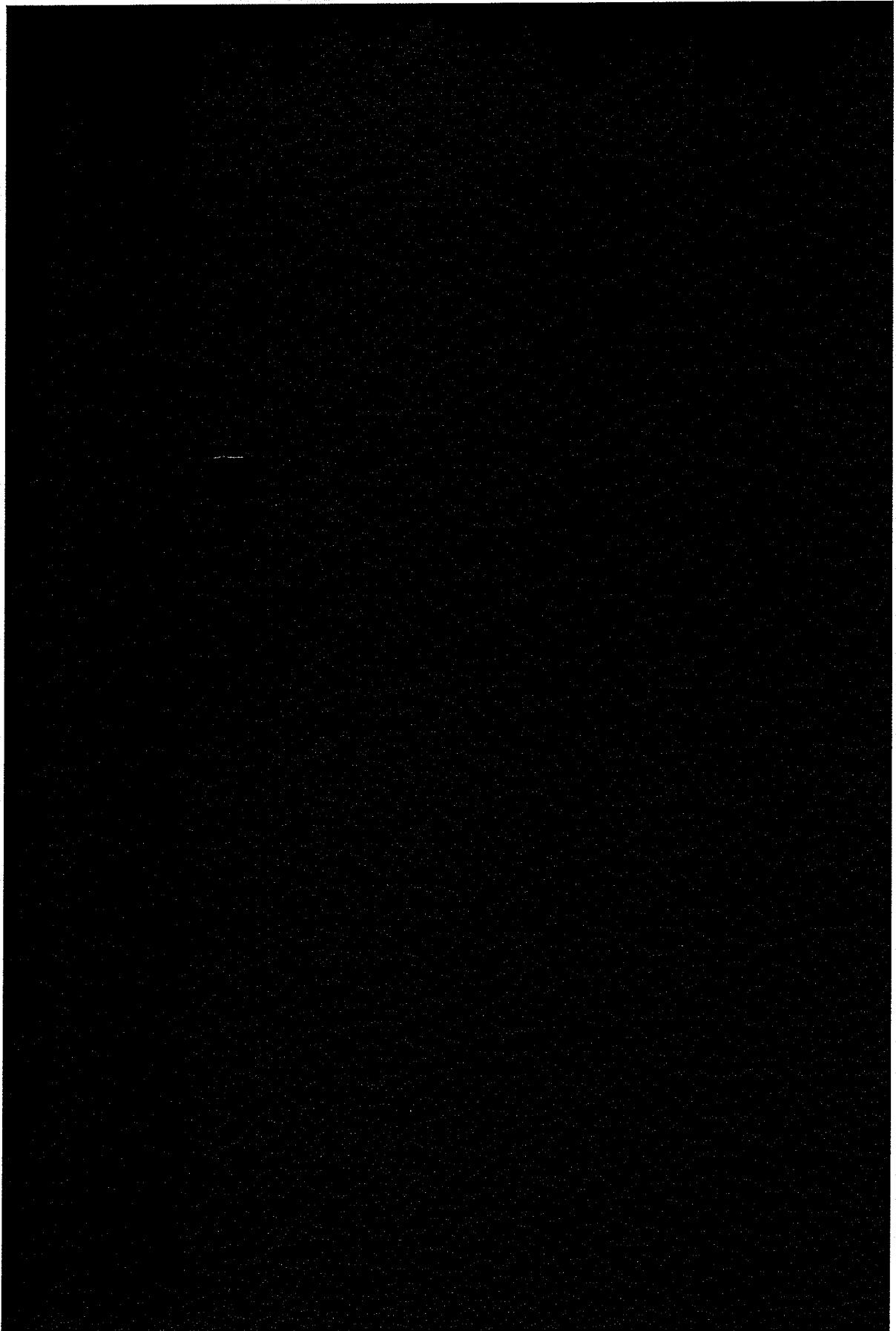
てん末書

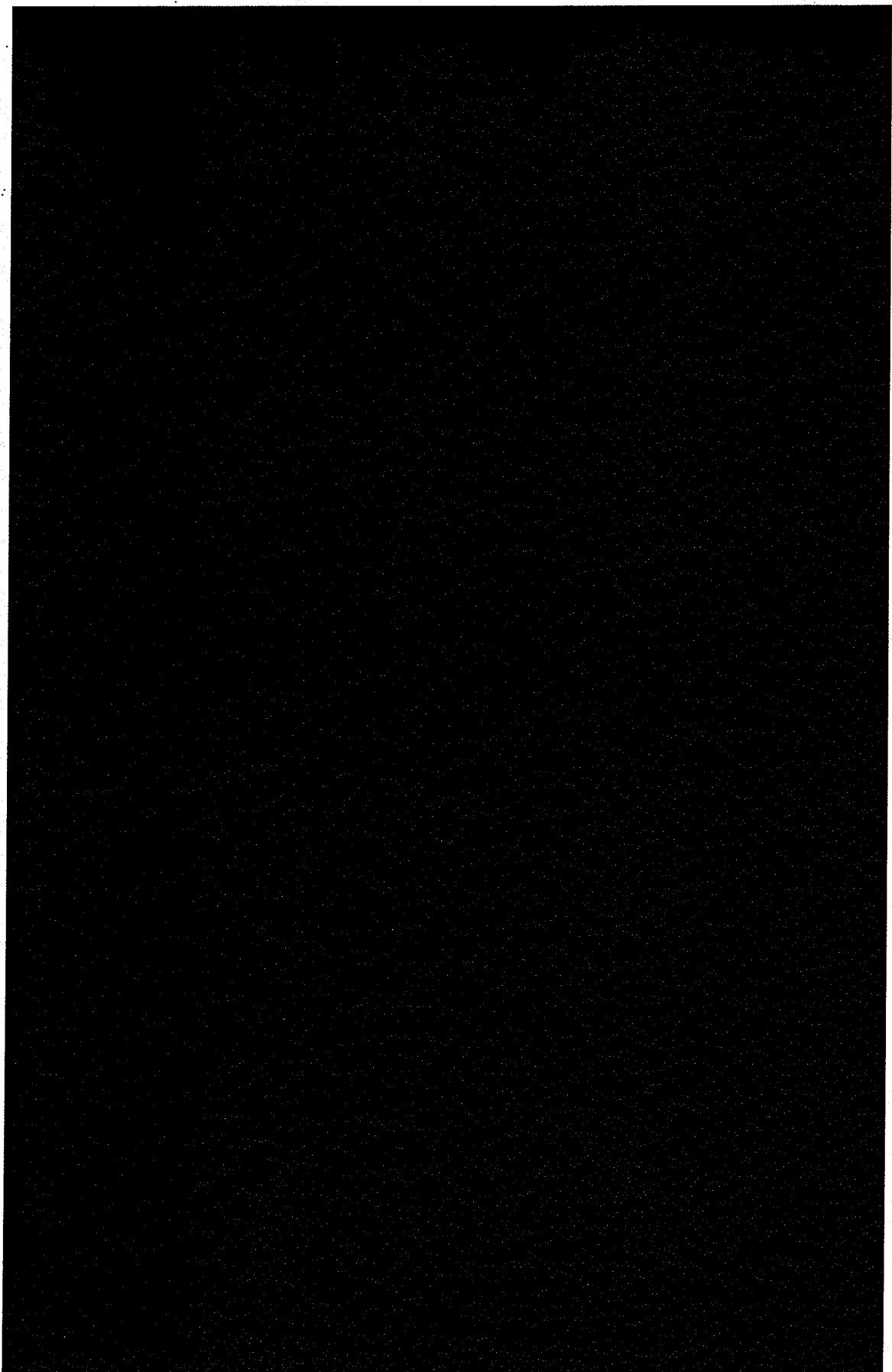


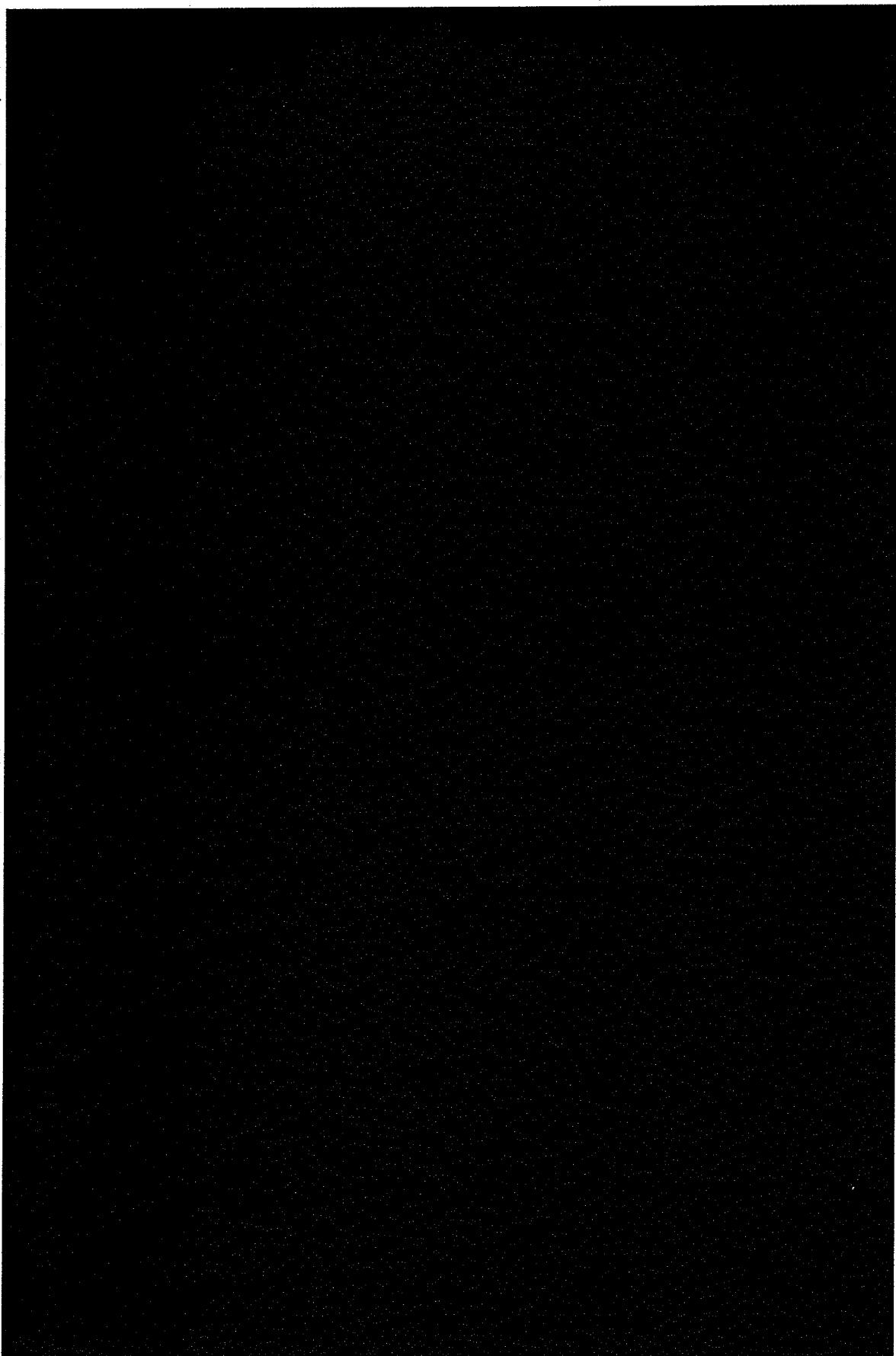
てん末書

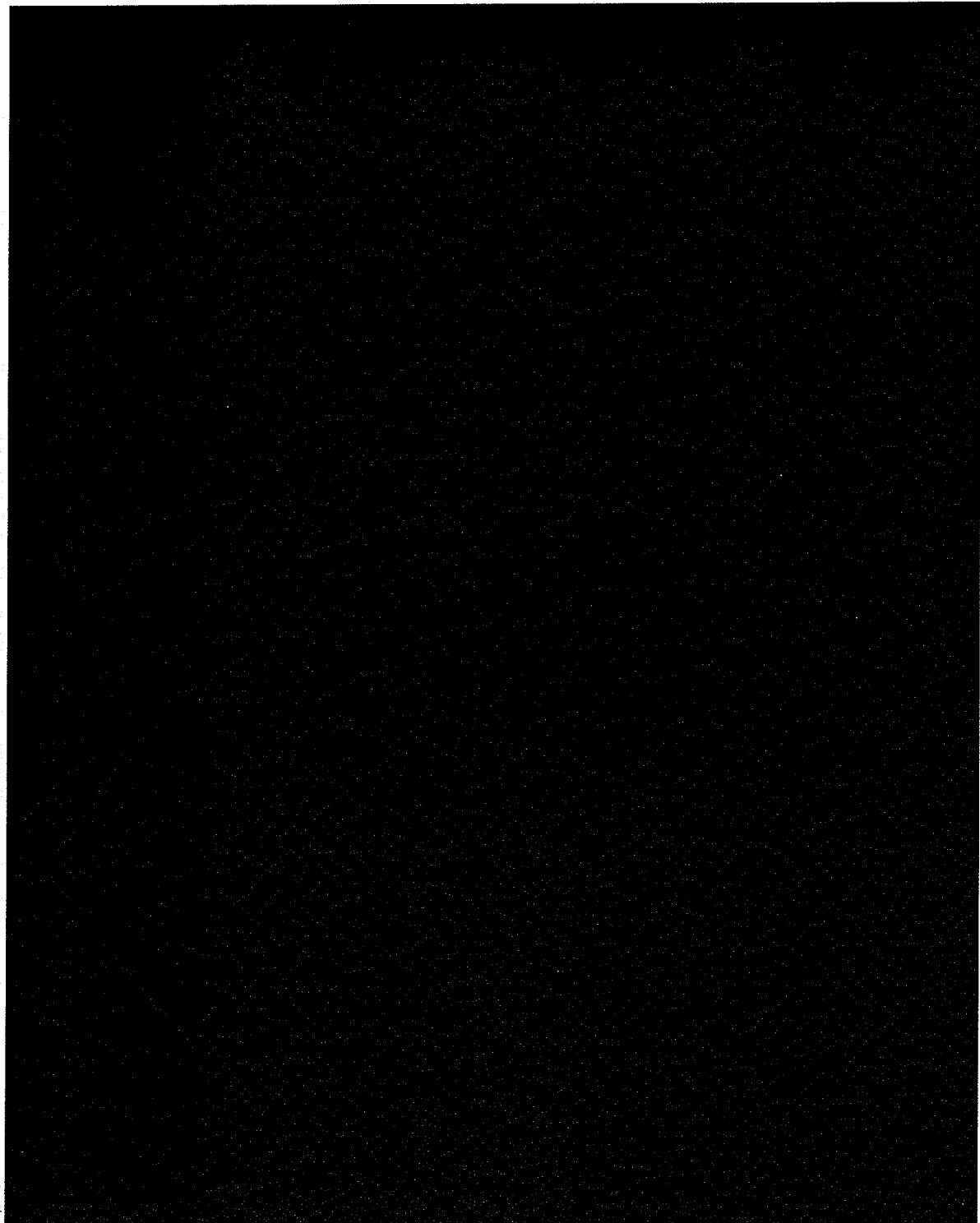




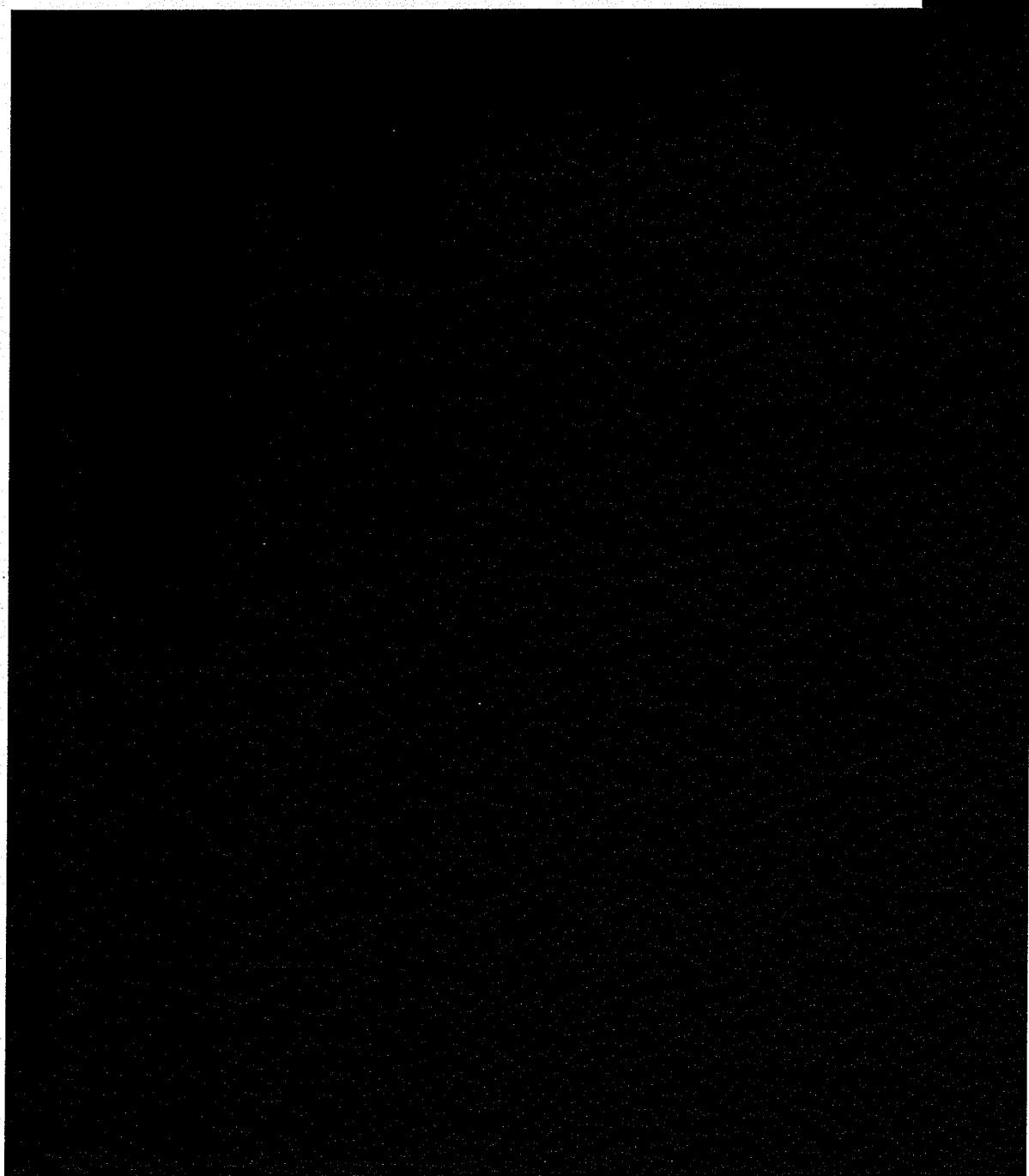


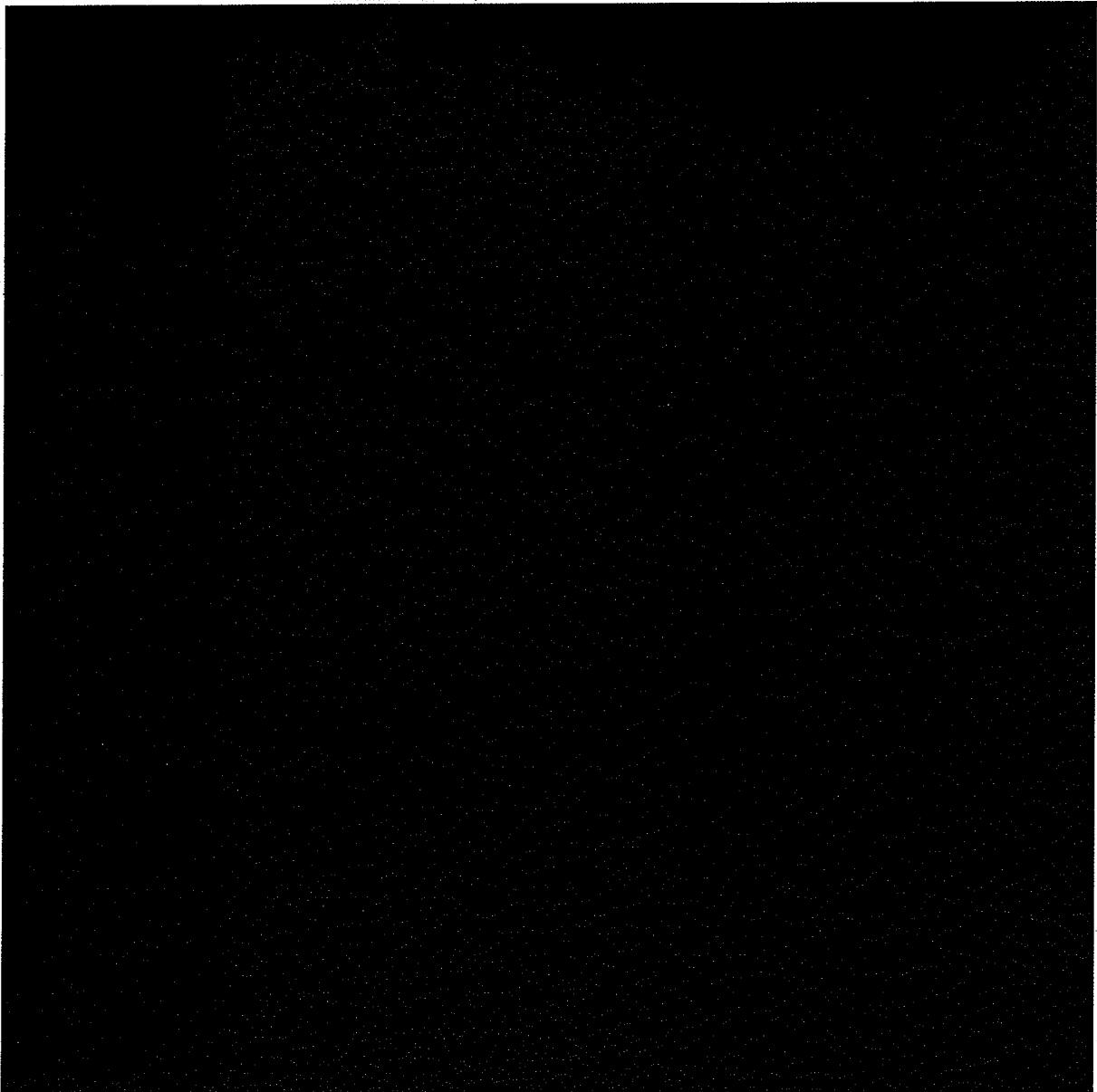






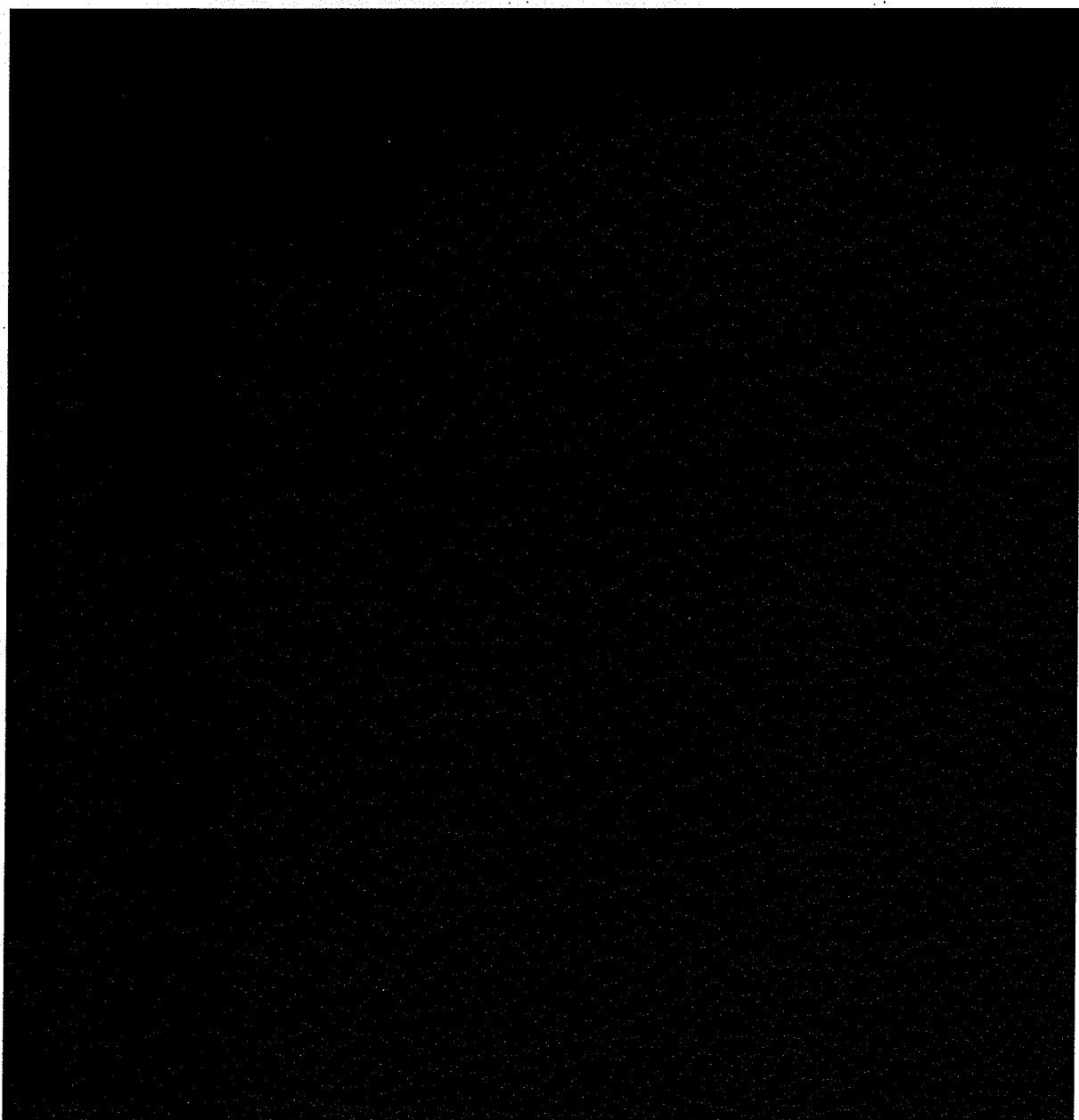
てん末書





以上

てん末書



以上

てん末書

